

# 公 共 施 設

## 小平市公共施設等市民会議報告書

---

〔市民意見集〕



平成 18 年 4 月

小平市



## はじめに

---

### 1 「公共施設等市民会議」について

現在市内には多種多様な公共施設が設置され、多くの人に利用されています。その中には児童館など、最近新たに建設された施設がある一方で、建設から既に40年以上経過し、老朽化している施設も増えてきています。さらに、社会状況の変化とともに、公共施設に求められる機能や役割についても建設当時から変わってきているものがあると思われます。

また、公共施設の利用方法や利用条件などが施設によって異なっている状況もあり、利用される人にとっては必ずしも使い勝手が良いと言えない面もあるようです。

このような状況を踏まえ、小平市では公共施設全般について、よりいっそうの市民サービスの向上と、利用の拡大を図ることをめざし、平成18年度に公共施設の有効活用にむけた方針を策定する予定です。この方針の策定にあたり、施設を実際に利用されている人、あるいは今までは利用したくても利用する機会がなかった人など、様々な立場の人に集まっていただき、公共施設全般にわたる意見や課題を集める場として、「公共施設等市民会議」を設置しました。

市民会議で出された意見につきましては、公共施設を地域の資源として将来にわたって有効に活用していくための重要な要素として、方針を策定する際に生かしていきたいと思えます。

### 2 会議の特徴

市民会議は小平市に在住、在勤、在学する人であれば誰でも参加申込み（登録）を行うことができる完全公募型の会議です。市民会議は参加者が会議のテーマを決め、参加者同士の意見交換を通じて、課題点や解決方法を見つけていくという運営方法をとっています。市は事務局として、検討のための補助資料の作成及び会議の進行役として参加しました。

また、市民会議は「幅広く意見や提案を集める」ことをねらいとしているため、検討の際に出された反対意見について市民会議全体としての意見統一を図るといったことはしていません。したがって、この報告書(意見集)の記載内容は“両論併記”になっています。

## 報告書（意見集）について

---

### 1 報告書全体のねらい

市民会議は参加者の意見を必ずしも統一化することはせず、あくまでも市民1人ひとりがどのような考え方を持っているのか、どのような点を重要視しているのかについて、幅広く意見を集めることをねらいとしています。そして、それぞれの意見について、市民会議に参加されなかった人にも知っていただけるよう、この報告書を作成しました。

そのため、報告書には、全く反対の立場の意見についてもそれぞれを尊重し、両論を併記しています。

### 2 報告書の構成

報告書全体の構成としては、検討項目ごとに、(1)「現状」と、(2)「市民会議における意見」という形をとっています。

#### (1)「現状」欄

「現状」の欄には市民会議で用いた各種資料のなかから、市民意見を読んでいただくうえで必要と思われる基本的なデータ等を簡潔に示しています。

市民会議で用いた全ての資料をお読みになりたいときは、巻末の「資料編」に掲載されていますので、そちらをご覧ください。

#### (2)「市民会議における意見」欄

##### 「意見の整理」

個々のメンバーから出された意見のポイントを分類・整理して分かりやすくまとめたものを示しています。

意見はメンバー個人の考え方であり、ここに示されている意見が市民会議における結論ということではありません。

##### 「個別意見の一覧」

市民会議で出された個々の意見について、同趣旨の意見であっても全て掲載しています。

### 3 その他

巻末には「資料編」として、市民会議で配布した各種資料、市民会議各回の議事要旨を掲載しています。

I	公共施設に求められるもの	1
1	各施設の役割	1
2	今後求められる機能・サービス	6
3	施設の再配置	10
4	市立公園のあり方	14
II	施設の維持管理・運営	17
1	施設の管理・運営体制	17
2	開館日・開館時間	23
3	施設内の入居団体について	24
4	民間施設の活用	26
III	使用料について	27
1	公共施設使用料のあり方について	27
2	減免制度のありかた	32
3	高校生の料金は一般料金でよいか	34
IV	利用方法	35
1	住所要件に関する制限について	35
2	営利活動に対する制限	38
3	「私塾」にあたるかどうかの判断	39
4	高校生の利用について	42
5	利用回数・利用人数等の制限について	44
6	申込み方法について	46
V	市民会議メンバー補足意見	49
VI	公共施設等市民会議について	56
VII	資料編（議事要録・配布資料）	61



# 1 公共施設に求められるもの

## 1 各施設の役割

### (1) 公共施設の現状 施設の設置目的

	施設名	設置目的	根拠法令	担当課
1	地域センター	近隣社会における高齢者、児童など市民相互の交流及び市民福祉の向上を図る。	地域センター条例第1条	地域文化課
2	集会室	市民相互の交流並びに市民文化の向上を図る。	集会室条例第1条	
3	元気村おがわ東	市民の自主的な活動及び交流の促進並びに市民の福祉の増進を図る。	元気村おがわ東条例第1条	
4	高齢者館	高齢者の福祉の増進を図る。	高齢者館条例第1条	高齢者福祉課
5	福祉会館	市民及び地域社会の福祉増進を図る。	福祉会館条例第1条	
6	児童館	健全な遊びを通して、児童の健康を増進し、豊かな情操を養う。	児童館条例第1条	児童課
7	公民館	市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。	社会教育法第24条	公民館
8	図書館	図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする。	図書館法第2条	図書館
9	体育施設	市民の体育、スポーツ及びレクリエーションその他社会体育の振興を図り、もって健康で文化的な市民生活の向上に寄与する。	総合体育館条例第1条 体育施設条例第1条	体育課
10	学校 (体育館・校庭) スポーツ開放	生涯学習に係る学習・文化の振興及びスポーツの普及並びに子どもの安全な遊び場の確保のために学校教育に支障のない範囲で学校の施設を市民の利用に供する。	学校施設の開放に関する規則第3条	生涯学習推進課
11	小平第六小学校 (教室・ホール等) 学習・文化開放		学校施設の開放に関する規則第3条 学校施設の学習・文化開放に関する要綱	
12	学校 (教室・体育館・校庭)	学校は、学校教育上支障のない限り、その設備を社会教育その他公共のために利用させることができる。	学校設備使用条例第2条	学務課 申請は各学校へ

## 学校施設の開放について

学校施設については、社会教育の観点から提供の努力義務が定められています。

### 社会教育法第 44 条

#### (学校施設の利用)

学校(国立学校又は公立学校をいう。以下この章において同じ。)の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するよう努めなければならない。

小平市の場合は、前掲一覧表に示されたように、学校施設を利用する場合の窓口は 3 つに分かれています。なお、学務課が担当している“学校設備使用条例”に基づく使用については有料(減免あり)ですが、体育課及び生涯学習推進課が担当している“学校施設の開放に関する規則”に基づく場合は無料です。

## (2) 市民会議の意見

### 施設に求められる役割(意見の整理)

- ・ 図書館の役割としてのレファレンス(必要な資料や情報を、必要な人に的確に案内すること)は重要な機能であり、そのためには専門的な人の配置が必要。
- ・ 生活文化を担うという点から、図書館は医学書や理工系などの専門書よりも一般的な蔵書とすべき。
- ・ 図書館は楽しみ場、本を探す楽しみという点から、開架図書が備わっている必要がある。
- ・ 公民館は社会教育の場であり、集会施設とは役割が異なる。
- ・ 公民館が必要以上に指導性を持つと地域センターなど他の活動が停滞するおそれもある。
- ・ 施設ごとの設置目的があるとしても、施設の有効活用を図るためにはもっと積極的な提供が望まれる。
- ・ 体育施設については、本来の機能が提供できていないものがある。

## 個別意見の一覧

### 図書館に求められる役割

インターネット検索と本の集配体制があれば図書館は中央館 1 館で足りるか、という



話があるが、図書館には専門の人がいて、相談に応じるというレファレンス機能が重要。つまり、「このことについて知りたいけれど、どの本がよいか」という相談に応えてくれることを期待している人が多い。また、ぶらっと来て本を探すということもある。電話1本で「本を貸して欲しい」というのは、図書館の範囲を非常に狭く扱っている。

レファレンスを利用することもあるが、同時に自分で探すということもある。相談窓口と人が配置されているだけで開架図書が無くなってしまっただけでは、自分で探すということができなくなってしまう。

また、楽しみとしての図書館という機能もある。今はどちらかというところと調べる機能が強調されている時代ではあるが、大抵の人は楽しみのために行っている。

さらに、子どもに対する図書館の機能というものがある。確かに学校図書館というのがあるが、専門の司書がいて、子どもに本を薦める、読み聞かせをするといった点で、子どもに対する公共図書館の機能もある。

以上の点から、図書館には実際の本が並んでいることが求められる。そしてこのような3種類の機能を備えた図書館が地域ごとにあることが望ましい。

図書館については、貸し本屋機能だけあればいいという人もいる。そのような人には図書館の機能を説明しても理解はしてもらえない。本は情報処理できるものばかりでなく、装丁や絵柄など、他の要素もあるので、現物を手にとって見なければならぬ部分も多い。

個人的な感想だが、図書館は生活環境の中の根幹的な役割を担っているもので、市民感覚から言えば、医学書とか理工系的な専門図書などは別のものである。専門書が必要ならば、国会図書館へ行けばよいことで、市で扱うものはもっと一般的なものでよい。

文化生活の一端であるので、散歩がてらにでかけて、背文字や奥付を見ながら選ぶということが普通ではないか。効率がいいからインターネットで検索するというものではない。時代なので、これから10年先はどうかかわからないが。

インターネットを使えない人も多いので、むしろ、そのような人に対して文化活動を広げる施設であって欲しい。

そもそも図書館は相談業務をやるために専門職がいる。本を貸し出すということであれば機械でもできるので、そこを省力化していこうという時代ではあるが。一番大事なことは、相談に訪れた市民に応えることであり、それが専門職に最も求められる能力。専門職は不要だという意見もあるが。

司書の方がそんなに本を読んでいるわけではないと思うし、また情報検索であればインターネットで何でも調べられるが、人的なサポートはそんなに頼りになるものなのか。自分はそういう使い方をしたことがないが。

司書はインターネットで調べるプロでもある。中身は読んでいなくても、関係する本のタイトルはよく分かっていて、たくさんの情報を持っている。例えば、玉川上水のことを調べたいといったときに、インターネットでも検索するし、蔵書も調べるし、いろ

いろな多方面のことを総合して、提供してくれる。

通常の市民サービス以上に、自分個人のために特殊、高度なサービスを受けている場合は、それが有料でもいいということはある。

それがビジネスの種になるかもしれない。そのようなサービスは何も図書館だけが提供する必要はないのでは。

図書館でも「こういう本を読め」ということをやられると、図書館に行くのが、いやになる。そういうことは避けたい。

しかし、単にがむしゃらに本をたくさん読むのではなく、多角的に良い本を教えてくれて、豊かな成長の助けになるようならばよい。

昔は「読書論」という本が売れた時代がある。今は生活文化が非常に欠けている。有識者を委員に入れて、いろいろな事を聞いて、それを市民に伝えることが重要。日本文化の伝統なども家庭に入っていない時代になった。

小平市は蔵書数が多いと聞くが、蔵書数が多い図書館がよいことなのか。山のように本があっても、中には読まれていないものもあるかもしれない。

1つの心配としては、図書館が今良い本をどんどん捨てている。東京都もずいぶん捨てている。

#### 公民館と地域センター

公民館は集会施設ではないので地域センターと同じ分類にすることはおかしい。地域センターは場所として借りるところだが、公民館は場所を借りるところという意識はない。社会教育施設、文化施設などは集会施設と別に区分すべき。

公民館は職員が企画した講座があり、教育の一環として一定のカリキュラムや方針に基づいて活動すべきものであると思う。今後はこのような市民会議が増えると思うが、例えば環境の市民会議を開くのであれば、その前に社会教育で環境の勉強会を開くなど、そういう機能が益々望まれると思う。

23区や三鷹市には公民館はないが、それに代わる社会教育会館、児童館、女性センターなどがあって、専門職がついて独自に講座を開いている。小平市では、そのような機能を持っているのが公民館。職員が配置されているということで、小平市ではやはり公民館は重要な役割を持っていると思う。

地域センターはただ部屋を借りて一つの団体や地域の人がその時々を楽しく過ごす場所。公民館は現在その機能が円滑に行われているかは別として、健康で、みんなと輪をつくって学びたいという人にとっては、生涯に渡って利用していける唯一の無料、無料といっても減免によってだが、そういった施設ではないかと思う。60年近い伝統と実績を持って続いてきたと思う。特定の人が利用しているとか、そういう目先のことではなく、公民館はどういう場か、ということを確認して欲しい。

社会教育法というものがあるが、なぜ社会教育法という法体系があるのかということ

を抜きにして、目先の利便性であるとか統合などを考えるべきではない。図書館にしる公民館にしる、もっと大きな意味があるから社会教育法の中に位置付けられているはず。それを乗り越えるほどの理論構築が今現在あるのか。それを問うための市民会議だと思うが。

公民館と地域センターについて。終戦直後に三鷹市へ引っ越してきたが、その当時大沢地区のコミュニティセンターは活発で、自主的な活動をやろうということで市民が立ち上がっていた。そして何年か経って公民館ができて、公民館がコミュニティセンターの事業を奪ってしまい、それで一時活動が伸びなくなってしまったということがある。小平市について考えてみると、施設の区別はあるが、やはり公民館が強くなって、主導権を持って思想の統制、学問の統制ということになってくると、いまだに戦後 60 年が抜けないのかなと思う。

「公民館だからこういうことをやるべきだ、指導性を持つべきだ」、一方で「地域センターは何をやってもいい」、ということではなく。

普通の人には公民館も集会施設だと思っている。ところが、公民館は社会教育法に位置付けられた、大人が勉強する社会教育を保障する場であるから優先されるべきだという考えもある。学校についても、学校開放のときに使っているグラウンドを工事するからと突然言われて使えなくなった。何故もう少し早く言わないのか、と聞いたときに、教育委員会は、これは学校施設で、教育のために使うものであり、たまたま空いているから使わせてあげているだけだと言う。公民館も一緒。そういうところを議論しても良い。使っていない施設を有効に使うのだから良いことではないか、と言ってもそういう問題もある

#### スポーツ施設について

スポーツ施設に関心がある。立派なスポーツ施設もあるが、中にはどういう意図でつくったのかというものもある。例えば、小川西グラウンドなどは冬場は全く使えず、機能的でない。せっかく良い天気で、子ども達も集まっているが、ぐちゃぐちゃで使えない。中央公園グラウンドも同様で、内側のサッカーは使えるが、トラックはぐちゃぐちゃで使えない。冬場はそういう状態になるということが分かっているにもかかわらず、グラウンドの機能性という点での研究が全くされていない。ハコモノと同じように、グラウンドをつくっておけばいい、ということをつくったのではないかなという気がする。また、市民に開放しているにもかかわらず、何故柵を作ったのか。結局乗り越えている状況で、誰もパトロールをしていない。陸上競技のトラックがあるが、他の競技の時には邪魔になる。では周りに人工芝でも敷くのかと思ったらそれもない。また、あるスポーツをするにしても、施設が中途半端で機能的でない。できるだけ早く指定管理者制度を活用して、機能的な運営にして欲しい。

## 2 今後求められる機能・サービス

### (1) 現状

#### 複合施設

複合タイプ	設置例	備考
図書館と公民館	小川西、大沼	
地域センターと児童館	花小金井	平成 18 年度に小川 2 丁目にも建設予定あり
その他	元氣村おがわ東	子ども家庭支援センター、青少年センター、男女共同参画センター、市民活動支援センター - (準備室)

### (2) 市民会議における意見

#### 今後求められる施設機能（意見の整理）

- ・ 様々な用途に使える“多目的・多機能”型の施設とすることで有効活用を図る。
- ・ 青少年のニーズに合った施設や音楽活動ができる施設の整備を進める。
- ・ NPO など、地域の活性化につながるような機能を持つ団体の活動拠点とする。
- ・ 体育施設などは利用する側の視点だけでなく、観て楽しめるという価値も念頭に入れる。
- ・ 喫茶コーナーなど、付加的なサービスを提供できるようにする。
- ・ 駐車場を整備することで天候の悪い日や子どもを連れている人の利用を助けることができる。
- ・ 利用者や専門家の意見を入れる。

#### 個別意見の一覧

##### 施設の多機能・多目的利用

利用率を高めるという話では多目的化を図ってはどうか。例えば、絵の部屋、体育などいろいろな機能を持たせながら、学習室としても使えるなど。一つの入れ物をいろいろな使用目的の人に融通させていく。

小平市の施設の分類を資料でみると、集会施設と体育施設だけであり、音楽が非常に貧弱。もう少し音楽とか芸術関係にもっと部屋を利用出来るようにする。それにはPR活動も大事。提携してイベントを行うなど。

中央体育館のグラウンドは、どういうことにも使えるようにつくっている。例えば陸上など一つの競技のための施設をつくったり公認したりしてしまうと普段使えなくなってしまう。正式な競技をやっていないときには、誰でも入って遊べるようにつくられており、市民が自由に楽しんで使っている。

小平のようなそれほどあちこちに場所を取れないところでは、目的を特定するよりも、多目的に使えるものの方がよいと思う。

せっかくハコモノを建てるのであれば、昔のようなものではなく、地域の人たちの今後 10 数年というスパンの中での人口構成や年齢、まちづくりの中の機能などを総合的に考慮して建てる必要がある。

地域センターについても、今までは「何年にどこの地区に建てる」ということで建設を進めてきたが、少子高齢社会になってくれば、当然施設に求められる機能も最初に建てた時点とは様変わりしてきている。これからは多機能性を持った役割も果たしていかなければいけないという、変わり目の時代になっていると思う。

和室でも音楽的な機能をつければ琴などにも使える。

公民館はみなピアノが入っている。地域センターでも使えるとよい。

#### 多様な活動の連携を図る拠点機能

図書館は機能にバリエーションを持たせてもよいのではないか。鳥取県立図書館では、窓口に融資企業相談コーナー、地場産業のファッションショー、収納相談会を開いている。例えば、ある人が開業したいということで来ると、図書館司書が融資に関する資料などを取り揃えて、鳥取商工会議所の担当者を紹介し、融資相談にも同行する、というきめの細かいフォローをしている。これは地域の活性化にもつながってくる。

図書館は本を借りて読み、勉強をする場所であると同時に、人が集う場所。資料を探すとともにきめ細かい相談にも応じるなど、相談アドバイザー機能を拡充すべきところと思う。

もう一つは浦安市が非常に参考になると思うが、週 1 回の病院出張や障がい者向けに本の宅配をやっている。こうした地域の人へのきめ細かいサービスが大事であると思う。

コミュニティビジネスが非常に研究されているが、これからはコミュニティビジネスと地域センターがうまく結びつくようにしてもらいたい。地域センターの機能として、一つにはコミュニティビジネスを柱とすること、もう一つは、まちづくりという 2 つの提案をしようと思っていた。

三鷹市や、秋葉原でもやろうとして、いろいろなところで騒いでいるが、小平市でも既に SOHO<sup>1</sup>のまちとしての下地が出来ている。230 人の会員がいるベンチャークラブがあり、他の市からも入会の申し込みがある

#### 青少年向けの機能

高校生向けの施設が少ない。児童館を日中は小中学生、夜は高校生という分け方をし  
てはどうか。

---

<sup>1</sup> SOHO:「Small Office Home Office」の略。情報通信機器を活用して自宅や小規模オフィスを仕事場にしたもの。

青少年センターは魅力がない。育てようという雰囲気全くない。児童館には体育施設もあるので、そうしたところを開放すればよいのでは。

音楽に使う施設が非常に少ない。学校の音楽室などを使えるようにできないか。

八王子市の公立中学校では音楽室を市民オーケストラに無料で提供している。また、その学校には陶芸窯があるので、それも保護者の成人教室に無料で提供している。

#### スポーツ施設のあり方

野球・サッカー用のグラウンドしかない。また、全てを同列に扱っているなど、スポーツ施設に対する概念が間違っている。

例えば中央体育館のグラウンドは駅から1分という立地にもかかわらず、他と同じに扱っており、収入をあげることを考えていない。スポーツをやることで収入が入る。スポーツを愛する人はプレーをする人だけではない。観るスポーツというものもあり、一体となっていくようなものもあるのに、それが考えられていない。

萩山、小川西、中央のグラウンドを使っているが、いろいろな制約があって年間であまり使えない。また、例えば人工芝にするなど市民が気軽にグラウンドに行ってスポーツができて、見ることもできるという環境づくりをめざしてほしい。

萩山と東部のプールがあるが、実際に使うのは夏場だけ。年間を通じると40日程度しか使っていないことになり、あれだけの立派な施設であっても利用率が低い。今後作る際には、年間を通して使える工夫をしたらよいと思う。

市外のプール（小金井公園、東村山、東久留米など）を多く使うと、市外にお金を落とすことになる。市内の施設をもっとPRして利用してもらった方がよい。

中央体育館のプールは水深が浅く、事故も多く起きている。飛び込みやクイックターンができないなど制約が多い。

屋外プールには日光を浴びて青空が見えるという良さがある。しかし、確かに冬季はもったいないので、水を抜いて筋トレの練習など何かに活用できる知恵はないか。

スポーツ文化のためにも、スポーツコーディネータの活用なども考えて欲しい。

#### 喫茶コーナーの設置

私は図書館をよく利用しているが、軽食をとれるようなところがあれば良いと思う。また、市民が老朽化した施設を手作業で修繕するという考えもある。理屈ではなく、具体的に行動で実質的に参加するというやり方も市民会議の提案の一つだと思う。

庁舎の入口あたりに、身障者のグループが働く場として、コーヒーショップなどちょっとしたコーナーができないか。

## 駐車場

利用率の向上という点で言えば、例えば駐車場のことがある。車社会なので、小さい子どもを連れてくる時や雨の日などは車が必要。なるべく歩いて、なるべく自転車で、という呼びかけは良いが、今後新たに施設を建てる時には、駐車場があればもっと利用率が高くなると思う。有料でもかまわない。

大沼公民館は広い駐車場があるが、新しくできた鈴木公民館は車が置けない。費用や土地の面積もあるので難しいとは思いますが、使いやすいよう要望にそった対応が必要。

## 市民、専門家の意見を取り入れる

建替えなどをする場合には、旧小川東小学校を活用して元気村おがわ東をつくった時のように、市民の意見を取り入れていってはどうか。

ようやく小平でも市民参加ということが言われ出したが、こうしたことは20年くらい前からやっているケースもある。今後は、何かを建てる時には最終的には市で決めるが、建てる段階で専門家、地域の利用者と協議しながら一緒につくっていかなければならない。「こういう施設をつくったから利用しなさい」では細かい配慮がいかない。小平市は近隣市の様子をみて、他市もつくっているから小平市もつくるといった感覚でハコモノをつくってきたという印象がある。

例えばグラウンドの件でいえば、実際にやっている人は、問題をどう改善すればいいかを知っている。良い結果を出そうというのであれば、もっと専門家のノウハウなど、行政の足りない部分を穴埋めするような、参考になる意見を聞く場をどこかでつくることからスタートすればよいのではないか。

市民の意見を反映させ、専門的なノウハウを持っている人との出会いの場を持つような方法について、我々がこれから作っていかなければならない。

市民会議の次のステップとしては、企画の段階から市民が参加する場とすることが必要。

市が聞き耳を持つことが大切。聞く耳を持っていないから、つまらないところにお金を使い、管理ができていない。管理するのであれば、使う人の意見を聞くこと。

以前4小を建替える際に、仮校舎を作らなくて済むからという理由で、北側の旧校舎を残しながら、南側に新校舎を建てた。これによって北校庭となってしまう、非常に使い勝手が悪くなった。これは何十年も続くことになる。

### 3 施設の再配置

#### (1) 現状

##### 公共施設の整備状況（26市比較）

	人口千人当たり延面積			人口10万人当たり館数	
	公民館	図書館	集会施設	公民館	図書館
26市平均	26.8 m <sup>2</sup>	33.4 m <sup>2</sup>	46.7 m <sup>2</sup>	2.14 館	3.69 館
小平市 (順位)	53.1 m <sup>2</sup> (5位)	63.0 m <sup>2</sup> (4位)	53.5 m <sup>2</sup> (10位)	5.61 館 (3位)	4.49 館 (12位)
上位市	稲城市 77.5 東村山 74.5 狛江市 72.3	武蔵野 76.1 清瀬市 69.0 羽村市 63.1	羽村市 100.1 武蔵村 88.3 福生市 80.8	稲城市 6.84 東大和 6.22 小平市 5.61	羽村市 8.83 清瀬市 8.67 青梅市 7.84

出典：「平成14年度市町村公共施設状況調査結果」（東京都総務局行政部市町村課）

人口は、平成15年3月31日現在の住民基本台帳人口と外国人登録人口の合計値。

集会施設は、集会室部分の面積のみを集計。（公民館、図書館等の集会室部分面積も再掲）

#### 施設の接近度

「接近度」とは、各施設数と同数の正六角形を市内に配置し、それぞれの中心に施設が配置されていると仮定した場合の中心間（＝施設間）の距離を言います。

（算出式：（面積÷施設数）×1074.57）

これによって求めた各施設の接近度は以下のようになります。

施設分類	施設数	接近度	家からの距離
図書館	8	1,718m	992m
公民館	11	1,466m	846m
地域センター	17	1,179m	680m
公民館＋地域センター	28	919m	530m

「施設数」は平成17年4月時点の数値。（前掲「公共施設の整備状況（26市比較）」とは異なる。）

「家庭からの距離」は、正六角形の頂点から中心までの距離（中心までの最長距離）。



## (2) 市民会議における意見

### 再配置の視点（意見の整理）

- ・機能と施設を分離して、重複する機能については統合も可能。
- ・歩いて行ける距離に施設があることも重要な要素。現状の施設数は維持すべき。
- ・新たなニーズに対しては施設の設置ではなく、機能の提供という方法もある。
- ・利用状況の変化をもとに、利用が少ない施設については転用を検討する。
- ・建替え時には施設の複合化も視野に入れて検討する。
- ・検討を行う際には、市民を交える。
- ・施設の配置を検討する際には、近隣市の施設の相互利用を図ることも視野に入れる。

### 個別意見の一覧

#### 機能面から施設の統合を検討

施設が家の近くにあった方がいいとか、もっとあった方がいいと言い出したらきりが  
ない。インターネットなど環境も変わってきているので、それとの折衷ということで、  
施設の機能も少しずつ変化していくのではないかな。

それと、機能と施設を分離して考えてみる。完全に分離することはできないかもしれな  
いが、ある程度分離していくということがあってもよい。あまり今がいいからとか、も  
っと今の延長線上で、という発想はよくないのではないかな。

地域センターでできて公民館ではできない活動、あるいはその逆というものがなくて、  
利用待ちの市民があふれて困っているという状況がなければ、機能を統合してより有効  
に使っていくことが良いのではないかな。

静岡空港や神戸空港にしても、近所の人にはあった方がいいと答えるだろうが、それでは  
本当にきりがいい。

公民館も図書館も地域の人と人とのふれあいがあって初めて成り立つ部分がある。地  
域センターは貸し館に徹しているのだから、それは構わないが、地域センターで活動するサ  
ークルに対するアドバイスも公民館の職員がやっているという姿もあるので、やはり公  
民館の数は減らさずに、工夫をしてもらいたい。

公民館があって、その上で出前講座などを地域センターなどで実施するということがあ  
ればよい。

いくつかの館の公民館が事業を実施していけば、今のような数の公民館は要らないの  
ではないかな。つまり「公民館という場所ではなく、機能があれば良いのではないかな」と  
いう考え方にかなり魅力を感じる。

理想としては、少ないよりもあちこちに館があった方がいい。ただ、それがどうい

効果を生み、効率的に運営するか、といったことで問題になる。

地域センターであれば、その地域に住んでいる人たちが、どんな機能を果たすセンターが欲しいのかということ地域ごとに話し合っていく。しかし、それだけでなく、トータル的には市の姿勢として需要に応じたものを建てていくというように、区別しながら底辺ではオーバーラップしているようなものを見極める必要がある。

財政が厳しいというのは前提としてあったが、2週間ほど前に新聞に2004年度の各市の財政力指数<sup>2</sup>が掲載されていた。それによると、三鷹市から武蔵野、国分寺市あたりまでは1.1から1.5程度だったが、小平市は0.99となっていた。自分が住んでいる市が1を割ったのかということで驚いた。確か調布市は1.28となっていた。

このような前提で言えば、私も図書館は分散して、歩いていけるところにあった方がいいとは思いますが、では9館目をつくるべきかと言えば、納税者としてはこのような財政状況で新たに建てることはして欲しくない。もし9館目が必要ということであれば、ネット検索のシステムを備えて、図書館の代わりにしてもらおう、ということに対応していけばよいのではないかと。

今ある8館を縮小する論拠とされるのは好ましくない。せっかくネットがあって便利になるとしたら、本が無くなる、というのでは市民の利益にならない。

どんなに苦しくても現在の8館は維持したうえで、新しい図書館を建てることには慎重に対応し、その隙間をネットなどで埋めていく方法が望ましい。

ちょっと耳にしたが、三鷹市では土日の小学校の空き教室に学校図書館司書を配置して、市民に公開しているという例<sup>3</sup>もあるようだ。このように、既に建っている建物を利用する方法もあるのではないかと。

公民館にしても図書館にしても、小平市は横に長い地形という中で、子どももお年寄りも歩いていける場所、中学校地区に一つという感覚で施設を配置していこうという考えがあったと思う。この考えは大事にしていかなければならないのでは。

施設までの距離が500mという話があるが、日頃通っている道であれば700mでも近いが、普段使わない道だと500mでも遠く感じるということもあるので、それを補うためにも市境の施設を使えるようになればよいのではないかと。

高齢化によって、生涯教育の必要性が今まで以上に増してくると思う。こうした時代で、公民館、図書館、地域センターが全てあることによってこそ、自治体の文化水準や、豊かな生活が成り立っていく。経済観念だけでは絶対に成り立たない。公民館に限っては、自分の足で歩いていける距離で、生涯に渡って学んでいけるという意味で、中学校

---

<sup>2</sup> 財政力指数(単年度)：交付税制度からみた財政基盤の強弱を判断する指数で、標準的な行政活動を行うのに必要な財源をどれくらい自力で調達できるかを表す。財政力指数が大きいほど財政力が強く、「1」を下回る市町村は自力での調達ができないとみなされ、交付税が交付される。

<sup>3</sup> 三鷹市では学習情報センターとしての機能をもつ施設を目標として、全ての小・中学校に専任の図書館司書が配置されている。さらに土曜日の午前中には各学校の児童、生徒及び保護者等に開放している。

区に一つという現在の数は維持して欲しい。

スポーツ施設について、利用者数からみた配置数で言えば、テニスコートがやや少ない。他は学校開放の幅を広げれば可能ではないか。第13小学校が今度芝生化するが、そうしたことで市民の関心も集まると思う。

住宅地に鈴木遺跡資料館があるが、ふるさと村と統合するという考え方はできないか。資料館の土地を売却して、ふるさと村に古いものを集めてはどうか。

#### 利用状況をもとに施設の転用を検討

利用者の少ない図書館もあると思う。公民館、地域センター、図書館の利用がどのくらいあるのかを知りたい。あまり利用されていないのであれば、他に転用するのは可能かと思う。図書館の分室についても検討する必要がある。

確かに喜平図書館とか津田図書館などは、午前中人がいらない。一定の時間になると込んで、一定の時間になると人がいなくなる。図書館に隣接して集合住宅があるが、15年前に比べて高齢者が増えているため、利用する人の年齢層が変わってきていることが原因だと思う。

上水公民館についても、今は高齢化が進んでいるので老人クラブ関連の団体がよく使っているし、近くの幼稚園のお母さんもよく利用している。でも数年前は違っていた。このように、地域の住民構成の変化によって、施設の利用の状況もかなり変わっていく。公共施設については、地域の状況の変化に合わせて、利用が少なくなった施設を他の目的に使えるようにするなど、役割を固定せずに、転用することも必要ではないか。

#### 建替え時に施設の複合化を検討

小平市はこれから20万くらいまで人口が増えるという予想があり、子どもの数も増えている。今より施設は減らさない方が市民活動のためにも良い。ではどうすれば良いかと言えば、今度建設される地域センターと児童館のように、いろいろなものをドッキングしていくというのも1つの方法。

仲町公民館と仲町図書館の建替え時期もきているが、本当は別々に建てて欲しいという願いもあるだろうが、図書館と公民館の複合施設とすることもやむを得ないかなと思う。花小金井北公民館と保育園も同様。

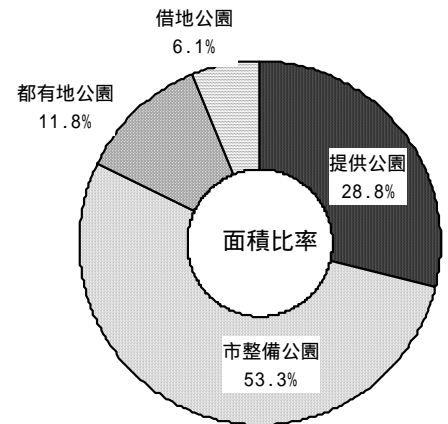
検討を行う際には、市民を交えることが望ましい。

## 4 市立公園のあり方

### (1) 市立公園の現状

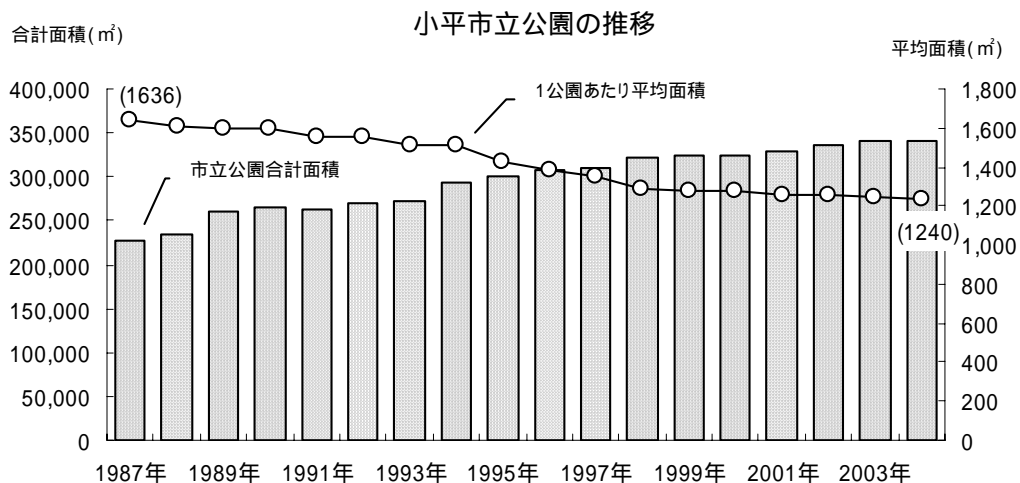
市立公園の区分別設置状況（平成 17 年 4 月 1 日現在）

区 分	箇所数	面積（㎡）	1 園あたり面積
宅地開発提供公園 <sup>4</sup>	190	93,109	490 ㎡
市 整 備 公 園	25	172,253	6,890 ㎡
都 有 地 公 園	36	37,958	1,054 ㎡
借 地 公 園	14	19,625	1,402 ㎡
合 計	265	322,945	1,219 ㎡



市立公園については、公園全体 265 園の 7 割以上が、規模の小さい提供公園で、市立公園全体面積のおよそ 3 割を占めています。

### 市立公園の推移



「小平市統計書」に掲載された公園数及び面積をもとに作成。

### (2) 市民会議における意見

公園のあり方（意見の整理）

- ・一度設置した公園であっても、利用状況によっては見直すことも必要
- ・規模の小さく利用されていない提供公園については集約して広い公園に。

<sup>4</sup>提供公園：事業面積が 3,000 ㎡以上の開発を行う場合に、開発事業者は面積の 6%以上を公園等として提供することが条例によって義務付けられている。提供された公園の維持管理は市が行う。

## 個別意見の一覧

提供公園など、小さくてほとんど人がいないところがある。新小平駅から郵便局の方に入る通りの左にある公園などは、自転車で通る度に見てもほとんど人がいない。そういうところでも管理費がかかっているはず。有効に土地を使うということであれば、「作ったものだから維持する」というのはおかしい。

公費は有効・適正に使われて初めて行政の責任が果たされる。施設は形だけ作ればいいということではなく、それをやめれば他に振り向けることができる。現実にあわせることも必要ではないか。

公園の再配置ということで考えれば、小平市がお金をかけて管理している公園が 100 数箇所あり、それぞれの配置を示す地図や管理費用などデータがいろいろある。ほとんど利用されていないような小さい公園については全てまとめて売って、新しい少し広い公園を再配置でつくったら良いと思う。

開発のときに 3%（現在は条例によって 6%）の提供公園という小さなものがたくさんできているが、そういうものはもらえるものなので、こうした議論もできる。

小さい公園同士を合わせて、中規模な公園にすることは可能か

開発を行う隣接地に既存の公園がある場合には、その公園につなげて提供公園を設置することが可能ですが、提供公園は開発される地区内の住環境を守るため、それぞれの地区に設置されるものです。

対象地区と離れた場所に公園を設置することは、本来の設置目的から外れるため、提供公園同士を集めて他の場所に設置することは現状として難しい面があります。



## II 施設の維持管理・運営

### 1 施設の管理・運営体制

#### (1) 管理運営体制の現状

指定管理者制度<sup>5</sup>を適用する施設

	施設名	区分	H18以降の指定管理者	期間
1	自転車駐車場	公募(*1)	小平市シルバー人材センター	5年間
2	高齢者館	公募	小平市シルバー人材センター	5年間
3	高齢者デイサービスセンター	公募	社会福祉法人竹恵会	5年間
4	子ども家庭支援センター	非公募	社会福祉法人雲柱社	3年間
5	市民文化会館	非公募	財団法人小平市文化振興財団	3年間
6	障害者福祉施設	非公募	小平市社会福祉協議会	5年間
7	高齢者交流室	非公募	小平市社会福祉協議会	5年間

子ども家庭支援センターは平成16年1月の開館時点から指定管理者を適用。それ以外の施設は平成18年4月1日から。

\*1)「公募・非公募」：指定管理者を指定する場合は公募が原則だが、施設の性格上、公募によらず特定の団体を指定することも可能。(小平市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例第5条)

直営の施設

	施設名	正規職員有無	備考
1	地域センター		
2	元気村おがわ東		
3	青少年センター		
4	児童館		
5	福祉会館		
6	図書館(中央・地区館)		正規職員としては、一般事務職以外に、専門職の司書もいる。(地区館の場合は一般事務しかない館もある)
7	図書館(分室)		
8	公民館(中央館)		
9	公民館(分館)		正規職員は各館に1名。嘱託職員は事務担当と管理担当に区別される(*1)
10	総合体育館		
11	その他体育施設		

\*1)公民館分館の職員体制：平成12年10月に正規職員2名(係長1、主事1)の体制を見直し、係長1名と嘱託1名とした。

<sup>5</sup> 指定管理者制度：地方自治体が設置する公の施設の管理運営について、民間企業を含む幅広い団体が参入できるよう、地方自治法を改正して導入された制度。(この制度以前は、公共団体や第3セクター、社会福祉法人などの公共的団体しかできなかった)

## (2) 市民会議における意見

### 管理運営のあり方（意見の整理）

#### 施設の管理運営全般に関する意見

- ・施設に求められる機能を提供するためには、専門職の配置、専門的な運営体制とともに、専門家や市民利用者の意見を聞くことも大事。
- ・もっと身近な施設となるよう、地域の団体による運営についても検討。
- ・経費面だけでは計れない効果についても考慮する必要がある。
- ・問題は提供される中身。施設の目的をしっかりとおさえることが大事。

#### 指定管理者制度に関する意見

- ・民間が担うことでサービスが向上する可能性もある。
- ・関連施設との連携協力が求められる施設や教育に関わる施設への適用は好ましくない。
- ・施設利用者が自分の希望を実現するため、自らが指定管理者になって責任を引き受けるという方法もある。
- ・勤務条件が悪い場合、職員の継続性が保たれないおそれがある。
- ・指定管理者の選定過程を改善する必要がある  
（施設や利用の実態・実情を知っている人を審査会メンバーに入れる。市民の意見を反映するなど）
- ・収支内訳や業務実績などが積極的に公表されるのか不安。
- ・サービス水準を維持するためには、市民もしっかりチェックしていくことが必要。
- ・指定管理者に全てまかせるというのではなく、指定管理者と協働していくことも必要。

#### 個別意見の一覧

##### 職員の配置について

また行きたいと思うところともう行きたくないところがある。子どもと一緒にいったとき対応など、職員により印象が異なるので、その辺を少し改善してほしい。

もっと気楽に使うために、地域の高齢者クラブや自治会、子育ての団体などに、空いている日の運営を任せてはどうか。地域のネットワークを作ってはどうか。

図書館は原則として専門職員を置くことになっている。公民館にも基本的には公民館主事、社会教育主事を置くことになっていたがほとんど置いていない。こういうことによって公民館の機能を低下させようと思っているのではないかとかんぐるほど。公民館には公民館主事を置くような頭の切り替えを。

また、公民館に嘱託職員が多く配置されているが、長くやりたいという嘱託の方にも研



修の機会をもっと与えるなど、職員の資質を高めるような制度をできないか。

公民館の分館については正規職員を嘱託職員化した経緯がある。このことによって、配置される人数は増えたが、社会教育的な機能は落ちたと思う。嘱託職員は仕事の範囲に制約があり、結局1人の正規職員が頑張っってやっていく形になっている。

資料の中に、小平市の地域センターは直営で、年間の運営費が1200万円、一方、地域住民に任せている三鷹市は、建物の規模が3倍程度ということもあるが、1館当たり7000万円で、民間団体に任せることが経済的とは言えないという議会答弁があるが、問題は中身。三鷹市は予算をかけたけれども、それ以上のメリット、経済効果、地域の活性化があるので、単純な予算の比較だけでは言えない。

予算を安く抑えたとしても、施設の活用が低下してしまうようであれば、結局予算が生きてこない。総合的に判断することが重要。

直営でも指定管理者でも、問題は中身。その施設が何のためにあるのかということを考えなければいけない。市民の教養を高めるといふねらいであれば、単に効率・カネに偏ってカルチャーが安っぽくなってしまっっては意味がない。金を惜しんで、金よりも大事なものを失っってしまったら意味が無い。

最近問題になっているが、図書館はベストセラーの貸し本屋ではない。企業支援の情報など、従来の司書機能に加えて、多機能化し、付加価値を高め、文化発信地にしていかなければならない。

管理体制については、どこが管理しているのかはっきりしない。コストを含めての市の管理責任がどこにあるのか。

## 指定管理者制度について

### < 指定管理者制度の適用に対する懸念 >

指定管理者が注目を集めており、文化・芸術・教育も含めて安上がりだから民間へという傾向が強くなっている。図書館が民間に動いていくことがよいのか。教育・文化は専門のものがやるべきものであり、長期的にみていくべきもの。公共図書館と学校図書館、障がい者施設など、他の施設との連携が必要なもので他と同じように指定管理者で考えていくという風潮に危惧を感じる。

貸し館だけであれば指定管理者でもやっていけると思うが、独自の事業を持っている施設はどうなるのか。安い経費で受けることになれば、事業の部分が削られてしまうのではないか。

指定管理者制度が市の負担を減らすことを基本とした制度であるならば、絶対に良くなることはないと思っ危惧している。

確かに市民サービスの向上につながる施設もあると思っ。ただし、公民館のような社

会教育施設の場合、現在のような直営の場合は市議会という最終チェック機関があるが、指定管理者になった場合は、しっかりしたチェック機関がなくなるということが大変怖い。教育機関に指定管理者制度は馴染まないのではないか。

市が関与する部分としては、どんなものを指定管理業者にやらせるのか、という基本的な部分を取り違えてしまうと、経費が安くなるだけで、学習するとか、教育するという面での向上にはつながりにくいと思う。

市のスタンスと市民の考えを常にすり合わせていかないと、文化とは全く違う方向へ行ってしまう、市民がただ利用するだけ、というように、せっかくの市民の財産が活用されなくなってしまう。

指定管理者になると専門職が増えて、良いサービスができるのではないかと、という夢を描く意見がある。実際、全国にいくつか指定管理者の図書館があるが、給料は平均1時間850円だという。そういう勤務条件の人が何年続けられるのか。継続して職員として勤めてもらわなければならないような図書館が指定管理者制度の導入によってどう変わっていくのか心配。

指定管理者がビジネスとしていろいろな提案をしても、縦割り関係の中でやるのならば、結局何もできなくなってしまう。それならば最初から行政がやればよいということになるような気がする。

#### < 指定管理者に対する期待 >

体育施設について、施設づくりには専門家を必ず入れてほしい。出来るだけ早く指定管理者制度に移行して、NPO等を活用してはどうか。NPOは“安かろう、悪かろう”ではなく、より専門的な知識を投入するというもの。

何事も始める前は色々な意見があるが、まずは実行に移して、その中で修正しながら完全に近いものにしていけばよいのではないかとと思う。これはスポーツ団体が共通して持っている考え。

どうも市民には、指定管理者制度は一般的にサービス低下につながるのではないかと、という懸念があるように思う。民間の力を活用することによって、非常に成功しているところもある。小平市も視察研修などをして、そうした実態を見てはどうか。

市の運営では赤字だったものが、サービスの複合化などにより、指定を受けた企業自身にもメリットが出て、比較的低い費用でやっている例や、いろいろなアイデアを投入して今まで以上の市民サービスを提供できたという例も多くある。必ずしも民間の指定管理者制度が悪いということではなく、逆に市民に喜ばれるようなサービスが向上するという方法も考えてほしい。

指定管理者になると質が低下するのではないかと、といった不安がある一方、このようになって欲しいというように、実際に使っている人の希望を叶えるために指定管理者を望

むといった意見があることも事実。おそらく指定管理を受けるのが、どこかよその企業というイメージがあるのではないか。しかし実際には現在利用している人達がNPOなど設立して、指定を受けることもできる。希望を実現するためには、要求するだけでなく、責任も引き受けるといように、自らが手をあげるということも1つの方法。

私は、他の自治体の女性センターの職員として管理に携わっていたことがあるが、とても立派な施設だったが、ほとんど活用されず非常に低迷していた。また、馴染みの団体にはどんどん貸すが、新しいところには非常に厳しくするなど、貸し出しの基準が職員の裁量に委ねられているということもあった。もっと利用する人たちが、自分達だったらこうする、予算もこんなふうに使っていく、というような力をつけていくことも必要ではないか。

指定管理者とすることで責任分担がはっきりできる。法人化すると保険制度ができるので、しっかりした対応ができる。今は市の担当部署が複数にわたっている場合があり、たらいまわしということもあるが、指定管理者になれば補償問題、交渉の対応はしっかりする。

直営の施設で専門家の意見が反映されていない状況があるとしたら大変な問題。直営では無理ということなら、指定管理者も一つの方法。

区的环境学習センターを作る際に、日常的に区と活動している環境NPO団体ということで指定管理者になった例がある。年2回実施している環境講座に区長が出てきたり、区民を巻き込んだり、他のNPO団体と情報交換するなど、いろいろな協働が図られている。こうした指定管理者の使い方などもあり、お金では計れない効果というものもある。

指定管理者の側だけに限定するからいけない。指定管理者だけでやるということではなく、行政にも専門家がいるので、行政と協働で一緒にやればいい。柵を乗り越えてグラウンドに入ってくるといった先ほどの問題について言えば、看板を出しておけば済むということではなく、パトロールをするなど、協働でやるべきこともある。

#### < 指定管理者に対するチェック機能について >

モニタリングなどを通じて、指定管理者に対するチェックをしっかりやっていくことが重要。

指定業者については指定期間中によく観察して、悪ければ変える。チェック機能は市民にとって最も大きなパワー。行政は実証科学のような形で、やってみなければ分からないという面がある。やってみて、悪ければ直す。その際に重要なものがチェック機能で、行政のあり方、どのように行われているかを監視することが重要。行政がやっているから100%満足しているわけではない。指定管理者でもきっちりチェックする必要があるが、市民のチェックの場が設けられていない。

結局のところ、サービスを受ける我々がチェックしていくこと。初めての制度なので、

不都合も出てくると思う。そのためにも市民が監視することが必要。いい結果につながるように、発言していくことが要請されているのではないか。

直営の施設については予算や利用実績が分かるが、指定管理者となった場合には経費の内訳などは公表されるのか。情報公開ということではなく、一般的な広報として出されるものか。市の予算、決算であれば情報公開条例を使うことなく、一般の人が見ることができる。請求するまでもなく、公表されることが大事。

#### < 審査会のあり方について >

モニタリングというチェックも大事だが、一度指定すると3年から5年任せることになるので、選定自体も大事。その際には、行政や専門家だけでなく、市民やNPO、全国的な事例を知っているような代表者などにも入ってもらいと、総合的な判断が出来るのではないか。選定の構成メンバーの再考を。

小平市だけに限ってしまうと、他の自治体で上手くいっている事例、先進事例などの情報がもれてしまうおそれもあるので、全国的な活動を知っている団体に入ってもらおうとよい。

審査結果については公表しているが、審査の途中段階での公表も必要ではないか。有識者に市民を入れて欲しいという意見もそうだが、もっと一般市民の意見が反映できる機会がどこかにあるとよい。

指定管理者については議会も傍聴したが、審査する人が5人だけで、しかも市に関わっている人が多いので、多方面からの審査ができていないのか疑問が残る。また、非公募のところの理由もはっきりしない。

審査における点数についても、配点が大きいものと小さいものがあるが、市民にはわかりにくい。指定管理はこれまでの業務委託とは違い、いろいろな責任を負っていくものなので、もう少し細かく整理をして、審査の方法なども変えていく必要があると言っていた議員と同意見。

有識者というが、学術有識者には非常に疑問符がつく。それよりも、実務、実態を知っている人の方が適している。スポーツ施設に関しては、ここに参加している人の中にも有識者と呼べる人がいる。有識者に学者を入れることもよいが、いろいろ専門があるので、何故その人なのか、市民の了解を得る仕組みが必要。

審査会の構成や審査方法、協定の内容を具体的にどうするという点で市の裁量のできるのであれば、そうしたところに市のチェックや市民意見を入れるという可能性もあり、自治基本条例などに盛り込んでいくこともできる。

## 2 開館日・開館時間

### (1) 現状

(各施設の開館時間等の状況については、「資料編」の第1回補助資料14頁を参照。)

### (2) 市民会議における意見

利用が少ない時間帯の扱い(意見の整理)

- ・過度のサービス提供は不要。利用率が悪い場合は閉館し、経費の節減を。
- ・学びの場を提供するためにも、開館時間は拡大すべき

#### 個別意見の一覧

夜間は地域センターも公民館も利用率は低い。公民館の閉館は10時だが、9時過ぎるとほとんど利用者がいなくなる。夜間に使おうとしても、規定数のメンバーが集まらずにやめる例も多い。せっかくある施設は利用すべきだが、ほとんど利用も無いのに明かりをつけて人を配置するのはムダではないか。

今年度から祝日開館も始まったが、祝日はあまり利用者がいない。サービスの過剰ではないか。豊かな生活をしているとそれだけでは満足できず、さらにいろいろな要望が出てくる。それをいちいち行政が受け入れていると将来的には破綻してしまう。

公民館や地域センターは夜9時までにしてはどうかと思う。たとえ1時間でも閉館時間を早めることで経費の節減にもなる。

利用率が低ければ高める工夫を市民と一体になって考えていこうというのが公共施設としての筋ではないか。地域文化の活性化には地域の民度を向上させる必要があり、地域民の教養のレベルをアップさせなければならない。そのために、もっと勉強しやすい学びの場所をどんどん提供していく。

図書館については、仕事を持つ女性に限らず、社会人のために夜間の開館をする。他市の例では夜9時までというところもあるが、24時間開館もできるはず。

学びの場を提供するということは、社会人のみならず少年の非行防止にもつながってくるのではないか。図書館を夜まで開館して青少年も集まる場にする。図書館に限らず公民館にそうした機能を設けることも可能であると思う。利用率が低いから早く閉める、やめるというのでは民間と何も変わらない。

いつも利用者がいない図書館もある。少ないからけしからんというのではないが、何故そんなに利用率が低いのか。場所的なものか。午後3時、4時頃になると小学生が増えてくるが、昼時などには人がほとんどいない。何かもう少しうまく開館の仕方などが考えられないか。

### 3 施設内の入居団体について

#### (1) 現状

##### 公共施設の使用許可状況（平成 16 年度）

	施設名称	使用内容	使用者	16年度使用料
1	学園西町地域センター	国際交流協会事務室	小平市国際交流協会	810,192
2	小平元気村おがわ東	精神障害者社会復帰施設	社会福祉法人ときわ会	-
3		精神障害者社会復帰施設	心身障害者通所授産施設 おだまき	-
4		事務室・更衣室・駐車場	小平市シルバー人材センター	-
5	市民文化会館	喫茶室、自動販売機	(株)グリーンハウス	4,511,016
6		事務室	財団法人 文化振興財団	-
7	中央公民館	喫茶コーナー他	小平母子寡婦福祉会	-
8	旧小川公民館	2階和室	小平市社会福祉協議会	-
9		2階事務室、会議室、ホール	特定非営利活動法人 あかね会	-
10	小平市福祉会館	事務室、相談室、倉庫	小平市社会福祉協議会	-
11		学習室、倉庫、物品庫等	小平市シルバー人材センター	-
12		事務所	小平市歯科医師会	119,832
13		事務室	小平市歯科医師会	-
14		福祉会館駐車場、建物	(株)やさしい手	868,344(*1)
15		売店、物品保管所、倉庫	小平肢体不自由児者母の会	-
16		こだいら就職情報室	立川公共職業安定所	-
17	ショーウインドウ等	社会福祉法人 黎明会澄水園	-	

(\*1)使用料と別に光熱水費957,150円あり。

#### (2) 市民会議における意見

##### 施設の有効活用を図る（意見の整理）

- ・コスト意識を高めるためには、補助団体であっても使用料をとるべき。
- ・公共的な団体からは使用料をとるべきではない。
- ・余裕がある施設は積極的に貸し出し、収入を確保することが望ましい。

##### 個別意見の一覧

管理会計上、活動への補助などを通じて行政が費用を負担するとしてもテナント料はとるべき。

団体の機能が公共的な性格を強く有するのであれば費用をとるべきではない。団体の性格によりけりであると思う。

私は地域を活性化しようと、こうした施設（元気村おがわ東）を使って市民活動をしている。目的が教育だろうが福祉だろうが関係なく、公民館でも地域センターでも空いている部屋はどんどん使わせてもらいたい。

利用率をみると半分以上は空いており、固定的に空いている部屋があれば、市民活動団体の活動拠点として貸出をすれば実収入があがるのでは。

## 4 民間施設の活用

### (1) 現状

現在利用できる民間借用スポーツ施設

民間施設名	施設内容	所在地
三菱ビルテクノサービス(株)	テニスコート(1面) 体育館 グラウンド	天神町1丁目
職業能力開発総合大学校東京校	テニスコート(2面) 体育館	小川西町2丁目
東京高速道路(株)	テニスコート(1面)	花小金井3-110

各施設の利用料金は市の施設使用料とは別のもので、施設ごとに異なります。また利用料金も各施設に対して払ってもらっています。

### (2) 市民会議における意見

民間施設の積極的な借上げ(意見の整理)

- ・市内の民間施設を使えるよう、行政は積極的に調査・交渉を行うこと。
- ・民間が施設を提供しやすくなるよう、条件整備を図ること。

#### 個別意見の一覧

民間借用の施設があるが、ほとんど知られていない。また、限られた人たちだけが使っており、他の人が入っていけない。もっと活用できるように、そして子どもたちに平等な条件で使わせて欲しい。

市内には民間のグラウンドがある。野球もサッカーもグラウンドのキャパシティとしてはいっぱいだが、いつも閑散としている企業のグラウンドもある。市はこの折衝窓口の役割をしてもらえればと思う。

公の施設ばかりに費用をかけるのではなく、もっと広くみつめてほしい。小平市内にはかなり会社関係のグラウンドがある。新たに市がつくるのではなく、市がこういうところにもっと積極的に交渉して、市民に開放してもらうことも必要。もちろん会社の厚生施設として制約もあるだろうが、普段使っていないところはなるべく開放してもらうように。

交渉はしているが貸してくれない。理由として、周辺住民の苦情が市ではなく貸主に直接くるということ。また、事故が起こった場合には敷地の管理者の責任になることなどが聞かれる。



### III 使用料について

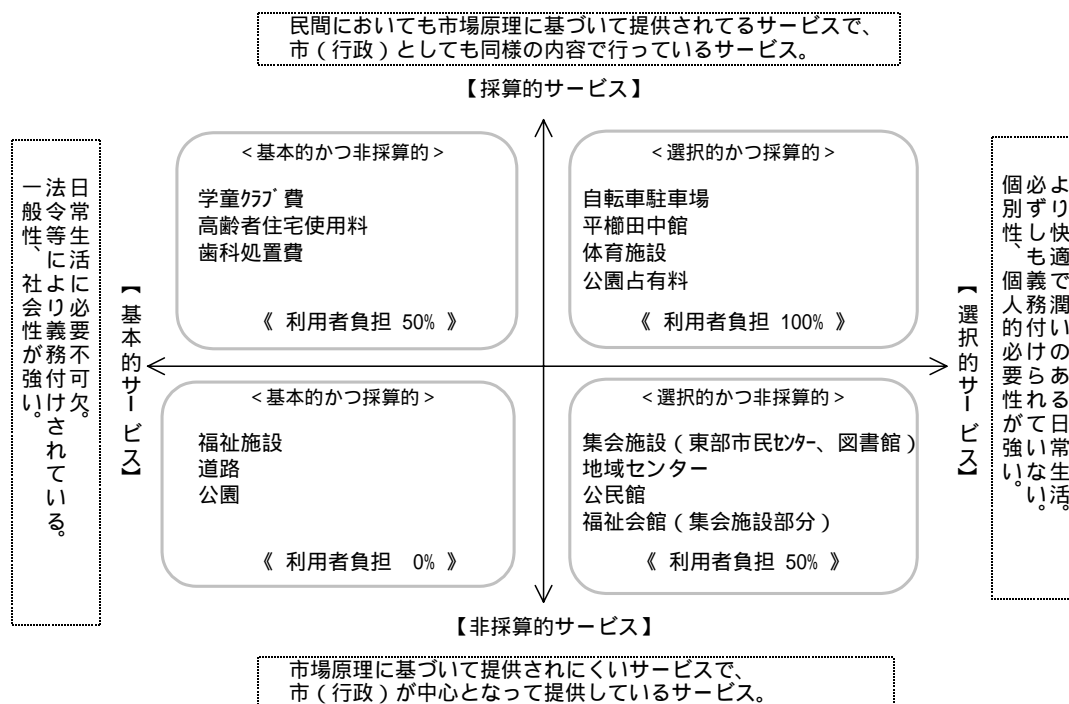
#### 1 公共施設使用料のあり方について

##### (1) 現状

小平市が考えている受益者負担の分類

施設の使用料はおおまかに言うと、「施設維持管理経費」×「受益者負担率」によって決められています。これは平成16年に使用料を改定した際に「コストに見合う適正な使用料にする」という基本的な考え方によるものです。そして、維持管理経費コストをそのまま使用料にするのではなく、施設をその目的・性質などをもとに、以下の4つの類型に分類し、「コストをそのまま使用料とする」（利用者負担100%）、「コストの50%を使用料とする」（利用者負担50%）、「使用料は無料とする」（利用者負担0%）というようにしています。

この結果、平成16年に行われた使用料の改定では、使用料が高くなった施設がある一方で、逆に安くなった施設もありました。



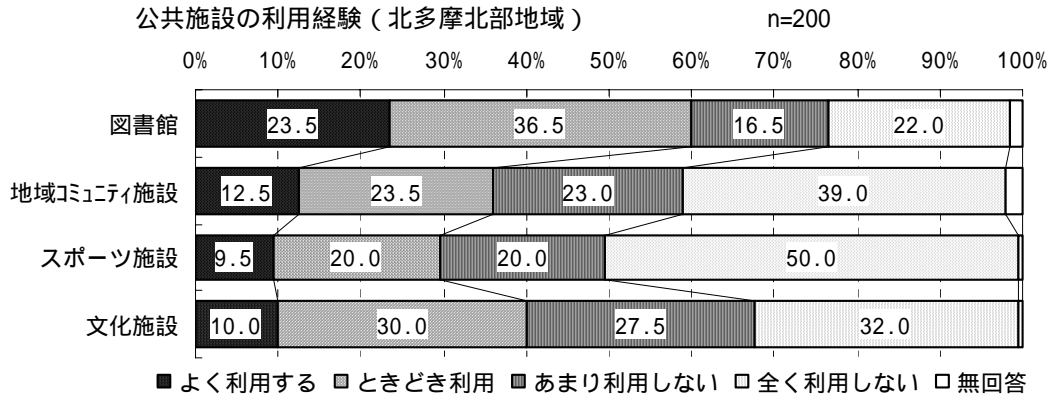
#### 施設の維持管理経費と使用料収入（平成16年度実績）

施設名	年間利用件数	a 使用料収入額	b 維持管理経費	収入率(a/b)
地域センター - (17館)	33,516件	1,413,300円	194,158,219円	0.7%
公民館(中央館+9分館)	34,211件	1,160,100円	(*)87,766,227円	1.3%

\*維持管理経費：地域センターは16年度決算額。公民館は事業を実施している関係上、維持管理経費だけを決算額から抜き出すことは難しいため、平成14年度に行った試算データ（人件費を除く）を使った。（当時建設されていなかった鈴木公民館のデータは利用件数等からも除外）公民館の維持管理経費には人件費が含まれていないため、施設の貸出に係る職員人件費を別途計算して加算する必要がある。

### 公共施設の利用経験（アンケート結果から）

「公共施設といっても、実際に利用しているのは一部の人たち」という意見もあります。そこで、(財)東京市町村自治調査会が行ったアンケート結果を参考に示します。これは平成16年10月に多摩地域30市町村に住む15歳以上の人に対して行ったアンケート調査です。



出典「多摩地域の公共施設に関する調査報告書」平成16年12月(財)東京市町村自治調査会

このデータを見ると、公共施設のうち、「地域コミュニティ施設」（地域センター、公民館など）及び「スポーツ施設」に関しては、「図書館」、「文化施設」（美術館、博物館、資料館、芸術ホールなど）と比べると、“利用していない”人の比率が高いことがうかがえます。

## (2) 市民会議における意見

### 受益者負担の考え方（意見の整理）

- ・ 公共施設は誰でも利用できる施設であり、無料で提供されるべきもの。
- ・ 施設を利用して活動することは、結果として地域活動に還元されるため、“利用者 = 受益者”ということではない。
- ・ 全市民が常時使用するものではないので、利用する人が応分の負担をするのは当然。
- ・ 使用料を決める場合は、行政にとって妥当な金額（経費に見合う額）という発想ではなく、利用者にとって妥当な額（誰もが負担できる額）という発想で。
- ・ 付加的なサービスであれば受益者負担の考えから有料でかまわないが、施設本来の目的に沿って使用することは「受益」ではない。
- ・ 公共施設にかかるコストを明確にすることが議論の出発点。

## 受益者負担・使用料の考え方に対する個別意見

### 「受益者負担」という考え方について

自転車駐輪場などは駅から離れているものは負担を小さくするなど、それが受益者負担というもの。駅に近い駐輪場は便利で楽だから価値が高いわけで、それについては負担を多くする。同様に、公園なども他の公園よりもお金をかけて、より楽しめるものになっているものであれば有料にすることもできる。

小平市のそれぞれの施設について、一般的な水準と、それよりも付加価値のあるものについて考えてみる必要がある。

公民館など、教育施設については自分だけが学びたいとか、自分だけ賢くなって益を得るということではなく、学んだことが社会なり地域に戻っていくということなので、受益者負担という考え方はなじまないと思う。

利用することによって付随的に発生する経費については利用する人が負担する、というのが公共物の使用の常識だと思う。公共施設だけに限らず、全市民が共通に常時使用するものは別として、特定の人を使うのであれば、その人が負担するのが基本的な考え方。公共施設だからといって全て税金でまかなうというのは財政が豊かならざらば、現在の状況では実質主義で考えるべき。

光熱費のあり方なども含めて議論した方がよいと思う。家にいるよりも過ごしやすいということで公共施設に来ている人もいる。関西などでは夏場料金を頂いていますということも明らかにしているところもある。

### 「利用者が応分の負担することは当然」という考え方

公の施設だから何でも無料という大義名分にとらわれすぎる。市全体の財政支出のなかで納得のいく税の使い方を。一部の特定の利用者だけが利益を受けるとことでよいのか。18万市民全体を考えて、ある程度取るところからは取るという受益者負担を検討すべき。

財政上の問題もあるのだから、実績などをもとに収支バランスを取ることが大事。一般会計の予算をたてる段階で「これだけの使用料収入があれば健全財政となる」といった試算ができていれば、そこから逆算して、実質的な意味での金額を決められるのではないか。

公共施設は無料がいいのは当たり前だが、それができないからこのような場で議論しているのではないか。

直接経費、修理費、人件費、土地代、減価償却費など、公共施設に小平市としていくらかかっているのか、施設ごとのコストを明らかにすべき。10億かかっている半分以上しか利用されていないのであれば5億が損ということ。

高齢者だから何でも無料ということではなく、そういう感覚を持つべき。話の発端が財

政赤字なのだから、その辺を踏まえて議論をすべき。

公共施設というが、特定の人が利用することによって発生する費用まで税金で負担するのはどうか。

負担の分類として、一次側と二次側という考え方ができる。一次側というのは建物。二次側とは利用する部分。一次側については行政の責任で整備して、二次側については受益者負担を原則とすることが適当。公共施設に関しては何でもかんでも公費でやるというのではなく、公費で負担するものと、みんなで広く浅く負担すべきものがある、という原則を認識しなければいけない。

スポーツ施設については基本的に有料であるべきだと思う。施設は生き物なので、それを維持するためには相当程度のお金がかかる。ベストな環境を維持するために有料が当然。

「公共施設である以上無料が原則」という考え方

有料にするということは特別税をとるようなもの。公的サービスは全て無料とした方が明快ではないか。その上で、公的といえないような無駄なサービスは止めていくという方が分かりやすい。

公共施設は有料、受益者負担が原則ではなく、無料が原則。何でも有料ということであれば、民営と何も変わらない。公共なのだから自治体負担が原則。原則からボタンを掛け違えることがあってはいけない。

それぞれ一人ひとりの一生涯にわたって、利用したいときにいつでも利用出来るというものが公共施設。現時点では一定の人しか利用していなかったとしても、5年後10年後は分からない。

公共施設の出発点は、市民誰にとっても公平で平等であることが基本。その基本を外すとおかしいことになる。まず、公共施設はどのようなものかを考える必要がある。

「基本的サービス(無料)」と「付加的サービス(有料)」の区分

例えば、図書館における基本的なサービスは本を借りること。それに対して、いろいろな質問について調べてもらい、資料を用意してもらうということはお金を取れるかもしれない。文化の拠点とするのであれば、そういう人材をお金をかけずに配置するという考え方もできるのではないか。

通常の市民サービス以上に、自分個人のために特殊、高度なサービスを受けていると考えれば、それが有料でもいいということはある。(再掲)

プロジェクターなど、公民館で使う機器の一部が有料であっても仕方がないかなと思う。お金をとっていいから、もっとしっかりしたものを貸して欲しい。

それには反対。社会教育施設はそういう設備を備えているからこそ社会教育施設。そ

れを無料で貸し出すのは当然のこと。無料でもきちんとしたものを備えておくのが行政の役割。

本来の目的である建物の使用については無料にすべきだが、それ以外で発生する費用については有料になっても納得できる。例えば、数年前まで公民館ではお茶葉も用意されていたが、今は無くなった。印刷も無料でできたが今は有料。こうしたそういう部分は他でも検討すればたくさん出てくると思う。公民館の駐車場についても公民館利用者以外の人も使っているような気がするが、そういうところをチェックしていくことで適正な使用料として有料にできる部分もある。

#### 使用料を決めるときの考え方

「行政にとって妥当な金額」(コストに見合う金額)という発想ではなく、「市民(利用者)にとって妥当な金額」であるべき。

そもそも論で言えば、公共施設は無料を原則とすべきで、使用料を決める場合に段階を踏むというなら、「0」からスタートすべき。生活弱者、困っている人を中心に必要最低限を標準にすべき。また、住民の民度が低ければ地域は活性化しない。地域の活性化は地域住民の自主的な活動・自主性から生まれるため、教育・生涯学習分野については税金を重点配分することが望ましい。公共施設はそもそも何のために運営するのかというところから。

物事を考える際は段階的に考える必要がある。特定の利用者だけが使うものについては使用料を負担するという前提をつくり、その次に払えない人についてどうするかを考えるのが順序ではないか。

値上げしなければならないということがあれば、平たく大雑把でいいので、値上げの理由が分かる一般的な説明に足るような資料は用意しておかなければならないと思う。

ルネの使用料金は国分寺市いずみホールと比べて非常に高い。料金の差があるため、小平市の合唱グループが発表をするときも、いずみホールを使っている。

極端なことを言うと、施設の経費は市の財政全体からみれば大きな金額ではないのだから、その中で使用料を上げる、上げないということは、財政面のインパクトは大きくない。それよりも、そもそも論の原則に戻って今ある施設のうち一つでも減らせば費用は浮いてくるのではないか。政治的には難しいと思うが。

受益者負担を考える前に、コストの削減を進めることが必要。

公共施設の試算・コストが示されないと議論がかみあわない。約3億円弱が地域センターと公民館の経費と考えてよいのかどうか。こうした数字が出てこない具体的な検討が出てこない。それに派生して使用料がどうということになる。

## 2 減免制度のありかた

### (1) 現状

#### 小平市の減免制度

ルネ小平を除く小平市の公共施設では使用料の“減額”という制度はなく、“免除”の規定があるだけです。つまり、規定どおりの使用料を払うか、まったく払わないかのいずれかとなります。(高齢者館は施設の使用料をとらない“無料”施設のため、減免制度そのものはありません)

地域センターや公民館などは原則“有料”の施設ですが、実際にはこの免除規定を適用することによって、利用者の95%以上が使用料を免除されているという現状があります。

#### 施設における減免状況(平成16年度)

地域センタ - 名	A:年間利用件数	B:左のうち有料件数	減免率(1-B/A)
鈴 木	2,318	108	95.3
大 沼	1,764	85	95.2
上 水 新 町	2,246	114	94.9
中 島	1,729	45	97.4
天 神	2,640	82	96.9
上 水 本 町	2,138	56	97.4
小 川 西 町	2,493	123	95.1
学 園 東 町	2,578	205	92.0
花 小 金 井 北	2,061	93	95.5
小 川 東 町	1,703	35	97.9
御 幸	1,798	86	95.2
喜 平	1,066	7	99.3
小 川 東 第 2	1,706	139	91.9
学 園 西 町	2,414	64	97.3
小 川 西 町 中 宿	1,436	74	94.8
美 園	2,323	68	97.1
花 小 金 井 南	1,103	27	97.6
合 計	33,516	1,411	95.8

公民館名	A:年間利用件数	B:左のうち有料件数	減免率(1-B/A)
中 央	10,438	325	96.9
小 川	2,098	38	98.2
花 小 金 井 北	1,400	35	97.5
上 宿	1,917	3	99.8
上 水 南	1,971	19	99.0
小 川 西	2,822	67	97.6
花 小 金 井 南	3,790	102	97.3
仲 町	3,127	0	100.0
津 田	3,304	96	97.1
大 沼	3,344	21	99.4
鈴 木	454	8	98.2
合 計	34,665	714	97.9

#### 【免除が適用される団体等の例】

免除対象となる団体に該当するかどうかの基準は施設によって異なりますが、一般的には以下のような団体は使用料が免除されています。

- ・市の補助団体及び市の補助団体の単位団体
- ・社会福祉協議会が補助する団体
- ・市立小学校のPTA・福祉団体
- ・社会教育関係団体<sup>6</sup>
- ・市内団体が地域活動、福祉活動及び文化活動を行う場合

<sup>6</sup> (社会教育関係団体の定義)

社会教育法第10条:「この法律で“社会教育関係団体”とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。」

## (2) 市民会議における意見

### 減免適用の基準について（意見の整理）

- ・今の減免規定は範囲が広すぎるため、本来の減免目的から外れたものも減免されている。
- ・補助団体を全て減免対象とするのではなく、活動内容によって判定する必要がある。
- ・申請時における窓口の判断も形骸化している。
- ・減免基準の検討には市民も交えて各論的に行うことが望ましい。

### 個別意見の一覧

#### 減免となる団体かどうかの判定が適正か

施設は有料が原則となっているが、ほとんどが減免扱いで無料。年間 1,000 円の使用料しかとれないという公民館もある。受付時の申請は自己申告であり、減免対象かどうかチェックできないため、きちんとした判断もせずにほとんど無料にしている。利用者も、公共物に対する意識が低く、家のものは大事にするが、公共施設では器物損壊が非常に多い。

減免対象として「市内団体が文化活動を行う場合」とあるので、結局何をやっても減免になるのではないか。しかも 100%減免されるため、事実上、自由にお使いくださいという状況になっている。

合唱連盟に所属している団体はルネこだいらを半額で使えるが、所属していない団体は減額にならない。

ルネはしっかり判断しているということか。

減免に該当するかどうかを判断する場には行政だけではなく、市民も入れて各論的に判断するのがよいのではないか。

社会教育関係団体を減免対象としている理由は、地域活動によって貢献してもらえる団体として想定していたはず。

#### 補助団体を一律減免対象とすることについて

市の補助団体が減免対象団体となっているが、市の補助を受けながらさらに施設の使用料も免除するのはどうか。

補助を受けている団体から使用料を取ったら補助している意味がなくなってしまう。補助を受けている団体が無料なのは当然。

補助団体といっても様々なものがあると思うので、全て免除を適用するのではなく、地域活動や社会活動をするなど公益性をもとに、免除対象を絞ったほうがいいのではないかと。

減免ではなく無料施設とすべきもの

国立市と国分寺市では、公民館は社会教育機関であるので、減免ではなくて無料にするということが条例で規定されている。せっかくの見直しの機会なので、教育機関ということについても議論してもらえれば。

### 3 高校生の料金は一般料金でよいか

#### (1) 現状

高校生が大人と同じ料金である理由

小平市の公共施設のうち年齢による料金区分があるのは体育施設だけですが、そこでは「義務教育を修了した人については応分の負担をしていただく」という考えから、高校生以上は大人と同一料金となっています。そこで、高校生が大人と同じ一般料金を支払うことについても意見をいただきました。

#### (2) 市民会議における意見

高校生の扱いに関する考え方（意見の整理）

- ・料金は経済負担力で判断すべきであり、高校生は一般料金より低い額が適当。
- ・教育的見地から、高校生（大学生）以下は無料にして活動支援することが望ましい。

#### 個別意見の一覧

経済負担力という意味で考えると、東京では 90%程度が高校に進学して本人の負担力は無いので、子ども料金が適当ではないかと。

教育は心身ともに健全な国民を育成する国家的プロジェクト。身体が大きいとかそういう物理的なことではなく、教育的見地からみるべきで、高校生までは無料が適当。

高校生だけでなく、大学生についても大人料金とは分けて、安くすべき。



## IV 利用方法

### 1 住所要件に関する制限について

#### (1) 現状

小平市の施設における他市利用者に対する制限

相互利用の状況	施設種類	備考
北多摩広域行政圏(*1)の市民であれば相互利用できる施設	管外宿泊施設 図書館 体育施設	協定によって相互利用できる。
北多摩広域行政圏以外の他市の人(*2)も利用できる施設	ルネこだいら 公民館 福祉会館 体育施設	市外の利用者に対しては、使用料金、減免適用などにおける差がある。
他市の人は利用できない施設	地域センター 集会室 元気村おがわ東 高齢者館 障害者施設	

\*1) 北多摩広域行政圏の構成市：小平市・東村山市・東久留米市・清瀬市・西東京市

\*2) 他市の人：「市民」とみりどうかの判定基準は、施設によって異なる。(例；在勤を市民とみるかどうかなど)

小平市民が利用できる他市の施設

市名	公民館	集会施設	備考
東大和市	×	×	
東村山市		*	*集会所と市民センターは利用できるが、ふれあいセンターは不可。
東久留米市	*		*市外の人が利用できるのはホールのみ。
立川市		×	
国分寺市	*		*市外の人が利用できるのは本多公民館のみ。
小金井市	×		

「×」となっている施設であっても、在勤者あるいは団体の半数以上が市民であれば利用できるものもあります。

また、市外の人に対しては利用料金において市民と差を設けている場合があります。

なお、体育施設に関しては、体育館などはほとんどの市で市外の人でも利用できますが、野球場やテニスコートについては住所要件を設けている場合が多いようです。

## (2) 市民会議における意見

### 隣接市との相互利用を進める際のポイント（意見の整理）

- ・施設の有効活用を図るためにも、“お互い様”の原則に立ち、協定を締結して相互利用を進める。
- ・相互利用とする場合であっても、施設の維持管理が税金でまかなわれていることを考慮し、市民を優先することも必要。（申込み時期、使用料に差をつけるなど）
- ・住所要件をつける場合には「在勤・在学・在住」に「子どもが在学する親」を加えることも必要。

### 相互利用に関する個別意見

#### 原則としては市民優先という考え方

今は市町村が単位になっているので、原則として市内と市外の区別をつけるべき。その上で、もし市外の人でも利用できるようにするというのであれば、相互主義にして、両市で利用条件についてきちんと締結すべき。そうでなければ、市内と市外で違いがあってもしかたがないのではないか。

自由にするとしても、条件としては予約が殺到するものは市民優先でよいと思う。現に空いているときに、市外だから使えないというのがおかしいという意味。最終的には双方が同じ条件で使えるようにすべきだと思う。

通学で国分寺市の公民館の前を通っている子どもは、部屋が空いていて、職員もいるにもかかわらず、施設が使えないのはおかしい、という感想を持っている。「ではどうしたらいいか」と聞いてみたら、「有料でもかまわない」と言っている。国分寺市民のお金でやっているということであれば、例えば、「空いているときに限り、有料で使える（値段が倍など）」、「現に空いているときは市外の人でも使えるようにして、市民の利用者が来たら1時間で空ける」というようなルール化を図って使えばいいのではないか。

#### 市の境界にとらわれず“お互い様”という考え方

相互利用というのは“お互い様”であり、他市の人利用が増えるからといって小平市民が排除されるという考えにはならない。

基本としては、市民でも市外でも使えるようになることが大事だと思う。本来、公共施設は市民の利益の為に建てられているという原則があると思うが、市境に住んでいる人にとってみれば、道をまたげば東久留米市という状況もある。どちらの市ということではなく、地域で一緒に子どもを育てようということと考えれば、あまり厳密にすると、

むしろやりにくくなる。ただし、コストということを考えると、市民を優先するなど一定のルールを決めることは必要だと思う。

小平市は東西に長く、市境域がたくさんあるので、せめて隣接市とは相互利用すべきだと思う。地域センターについても、“地域のため”ということであるが、その地域に半円をかくと、隣の市が2つくらい一緒に入ってしまうということも多い。現に、ここ（元気村おがわ東）と小平駅との間も東村山市である。だからもしここに地域センターがあれば、それは東村山市民にとっての地域でもある。防犯とか治安の面から考えても、目的からすれば、東村山の方も小平の方も1つの地域を作っているという意識を持った方が良いのではないか。

市民の税金で賄われているのだから、基本的には市内在住が原則だと思うが、小平市のように東西に長く、市境にいる人にとっては生活圏も公共施設も隣接市の他市を利用するほうが楽という現状もある。同じ市内在住の人であっても、交通の利便性や本人の健康状態によっては市の施設を利用できない人もいるため、柔軟に考えてほしい。

市内、市外の枠は原則的に撤廃がよいと思う。市境の地域センターなどは市外の人の利用希望も多い。これはお互い様なので、枠を広げて利用しやすくさせてはどうか。

住所要件における「在勤・在学・在住」という判断は、利用者本人に関するものだが、これを「子どもの在学」まで含めてもらえないか。幼稚園に通う母親など、小さな子どもを持つ親は市域を超えた交流をしているが、今の規定では「在勤・在学・在住」のいずれにも該当せず市外者の扱いになってしまう。同じ保育園に預けている人と一緒に講座を受けたり、サークル活動をしようとしたりするとき、市外なので参加できないということになる。

例えば、保育をつける講座を実施する場合、国分寺市の人であったら、保育はダメということで断らなければならない。子どもと一緒に活動しているのだから、親も一緒に考えられないか。

#### 相互利用あたってのポイント

先ほど、小平市の公民館は市民ではなくても使えるという話があった。小平市の公民館は国分寺市民が利用出来るのに、国分寺市の公民館は国分寺市外の人が使えない（在学・在勤は利用出来る）のはおかしいのではないか。ふつう、相互利用ということで、行政同士の協定を結ぶのではないか。

早期の課題として、今すぐにでもプロジェクトをつくって検討すべき。近隣市との図書館の相互利用などは、費用の削減と利用者の利便性向上のためにも非常に大事。早急な実現に向けて動き出すべきだと思う。

自治体間のバリアフリーが進むことで、「住みやすい市」として引っ越してくる人もいるのではないか。

## 2 営利活動に対する制限

### (1) 現状

公共施設に関しては、「営利を目的とする」ものについては利用できないことが条例で定められています。では「営利目的の活動」とは何なのか、ということが問題になりますが、小平市の場合はそれぞれの施設において運用上の基準を設けています。

#### 施設における判断基準

規制内容	該当施設
入場料をとる場合は使用料の減免なし(資料代等の実費程度の入場であれば減免可) 但し、2千円を超える入場料等は不可	公民館
販売・PR活動は不可 館内での販売行為がないこと 不特定多数への販売等	集会室

### (2) 市民会議における意見

#### 営利活動の判断基準(市民意見の整理)

- ・ある程度の基準は必要だが、最終的には金額だけならず、「目的が営利か」どうかを1件ごとに判断すべき。

#### 営利活動の判断に対する個別意見

過去の例として、中央公民館が企画したもので教材用のビデオを売っていたということがある。もちろん商売が目的ではなく、「もっと知りたい人にはこういったものがあります」という親切でのことだが、営利かどうかの判断は難しい。

テキストや講師の著書を売るという例などもある。利益をあげてはいけないときちゃんと規定しておけば、それ以上のことをする団体はないのではないか。

市全体のある程度の基準は必要だとしても、各公民館の独自性や会の性質もあるので、公民館の館長なり職員なりに判断の権限を持たせるべき。例えば、内容を確認したうえで今回に限ってはテキストの販売を認めるなど。誰が判断するのかをはっきりさせておけば、ケース・バイ・ケースになるのは仕方がないと思う。

### 3 「私塾」にあたるかどうかの判断

#### (1) 現状

単発の事業ではなく、いわゆるサークル活動に関しても、それが営利目的（＝私塾）と判断されるときは、施設を利用することができません。私塾に該当するかどうかについても、施設によって基準を設けて判断をしています。

#### 施設における趣味・親睦団体等に対する基準

規制内容	該当施設
月会費が2千円を超えないこと	地域センター・元気村おがわ東
月会費が2千円を超えると、「有料団体」扱い(利用は可能) 入会金の徴収は不可	公民館
材料費程度なら可(授業料、会費の徴収は不可)	集会室
会費等の制限なし	福祉会館

月会費の制限規定に関しては、多摩地域の他市では撤廃している市が多いようです。

#### (2) 市民会議における意見

##### 「私塾」判断の視点（意見の整理）

- ・会費が有料で継続的な活動の場合は「私塾」に該当。
- ・継続性ではなく、会費の額の多寡で判断する。
- ・講師に払う謝金の内容で判断する。(必要経費だけなら私塾に該当しない)
- ・サークルの運営形態で判断する。(会員が自ら講師を探し、依頼するなど主体性があれば私塾に該当しない)
- ・サークルの活動目的で判断する。(そもそも営利を目的としていない団体は私塾に該当しない)
- ・問題がありそうなサークルについては、市民によって構成される会などが個別に判定する。

##### 「私塾」とみるかどうかの個別意見

##### 継続的活動で会費をとれば「私塾」となるか

継続的な活動は営利とみるべきではないか。継続的なものであれば1円でもダメ、単発なら2千円以内とするなど。

継続的な活動は営利と判断すべきという意見があったが、それは違うと思う。社会教

育のサークルであれば、継続的にやることが基本で、公民館のサークルはほとんど継続的に活動している。

公民館が実施する講座が終了した後に、その先生を講師に招いてサークル活動を継続することもあるが、公民館の講座でも報酬を支払っており、サークル化した際に会費を集めて、その中から講師への謝礼を払うことは営利というものではない。2千円が妥当かということについては一概には言えないが、仕方がないのではないかと。

そもそも会費は講師に対する月謝・謝礼ではなく、1つのサークルを運営していくのに必要な経費。集めた会費をもとに講師への謝礼やその他雑費をまかなっている。たくさんの自主活動の中には、全く会費をとらず、メンバー同士で教えあっているところもあり、それは理想的だと思う。

問題になっているところは、お稽古事や趣味に関する部類で、先生が自宅を教える場所とせず、公民館などを稽古場として何箇所も使って収入を得ているというもの。

どこまでが啓発活動でどこまでが私塾なのかという判断については、新たなサークルをつくる時に、職員がもう少し目を光らせて判断して欲しい。

私塾のチェックについて、一つのお稽古ごとであちこちの施設でやっているという実態は市でチェックできないのか。同じ人があまりにも多くのサークルの講師を務めていたらおかしいのではないかと。

#### 講師に必要経費以上の報酬を払えば「私塾」となるか

盆暮れにお礼をするなどは儀礼的なもので、営利とは違う。このような考えで、報酬ではなく交通費などの諸経費は認めるなど、営利はだめだということを明確にすべき。公共施設を使って商売をしようという人もいるので、一つの前例を作ってしまうと、後でやりにくくなる。

#### サークルの運営目的・形態で判断すべき

私塾の制限に関しては、メンバーが集まって先生に頼むのであれば私塾ではないが、先生が稽古場を公民館とか地域センターに移して、生徒を募集しているのは問題。自主的に先生を頼んで活動を行う場合で、それにかかる経費について2千円以内であればかまわないが、あまり金額が多くなるようならば問題。

趣味の先生とか、講師側の立場で話がされているが、要は施設を利用する団体が営利目的の団体かどうかで判断すればよいのではないかと。講師は利用者側には入らないため、先ほどの意見にあったように、集まっている利用者が営利目的を持たず、講師を頼んでいるのであれば問題ないと思う。

会員が市民であって、先生がビジネスのためにやっているものでなければ問題ないと思う。

その先生に来てもらわなければ活動が出来ないものなどもあるので、ビジネスかどうか

かというよりも、必要性の問題。

#### 月会費 2 千円の基準は概ね妥当

今のところ 2 千円という基準は妥当だと思う。情勢に合わせて見直す必要はあるが。

2 千円という基準については、細かく考えてもあまり意味が無い。行政が基準を決めると反発されるため、ある程度常識的な市民感覚で決めることが望ましい。

#### その他

どのようなケースの場合は使用を制限するか、問題のあるケースについては一種の市民会議のようなものに諮って、その結果「それは市民感覚として利用することは認められない」というようにもっていく方が納得されるのではないか

何が社会教育活動なのかなど、解釈があいまいな面もあるので、小平市における社会文化について条例をつくるなどの動きがあってもよいのではないか。

## 4 高校生の利用について

### (1) 現状

#### 各施設における年齢に関する現在の規定

	規定内容	該当施設
1	小学生4年生以下は保護者が必要	地域センター 元気村おがわ東
2	高校生が部屋を利用する場合は保護者が申請する	地域センター
3	義務教育中の者は主催団体の役員または保護者が必要 主催団体の役員、保護者等の同意書があれば可	集会室
4	未成年者の夜間使用は大人の付き添いが必要	集会室
5	小中学生（義務教育中）は親の承諾書が必要 高校生の制限はなし	公民館
6	利用は中学生以上	障害者施設
7	学齢未滿の者が利用する場合は、親その他成年に達した保護者の同伴が必要 中学生以下の者のみの場合は、愛のチャイムが鳴るまで	総合体育館
8	小学生は愛のチャイム、中学生は午後6時、高校生は午後7時まで 中・高校生は保護者、大人、指導者の同伴があれば午後9時まで可	青少年センター
9	利用は、おおむね60歳以上（主たる利用者が高齢者） 幼児コーナーは保護者が同伴する乳幼児。子どもひろばは、小・中学生	高齢者館
10	年少者の利用については、当初から想定していなかったため、規定もない。	福祉会館 第6小学校

施設によって年齢に関する基準に違いがあることがわかりますが、特に高校生の扱いについては、「特に制限なし」（公民館）、「申請は保護者が行う」（地域センター）、「夜間の利用は親の付き添いが必要」（集会室）、「高校生のみの利用は午後7時まで」（青少年センター）というように、施設による差が大きく現れています。

そこで、高校生の利用について意見を出していただきました。

### (2) 市民会議における意見

#### 高校生の利用にあたってのポイント（意見の整理）

- ・高校生だからという理由での制限は不要。あくまでも利用目的が適っているかどうかで判断すればよい。
- ・東京都では18歳までが児童という扱いになっているので、やはり18歳未滿に関しては自分で申し込むのは不可とするなど、制限は必要。
- ・高校生の利用促進を図るのであれば、当事者である高校生の意見を集めることが必要。



## 個別意見

### 「制限は無くした方がよい」

基本的には制限を設けることは好ましくない。ただ、施設の目的・利用方法はできるだけ具体的に決めておいて、それに反するものは高校生であろうが大人であろうが禁止すべき。

高校生だから何をやるか分からないとか、判断能力が無いからという理由で制限をかけるという発想はやめるべき。制限をかけるのであれば、目的と方法をできるだけ具体的に示して、その合理性をきちんと示していくことだと思う。

高校生の利用が少ないということであれば、市報などでこういうことに使えるということ積極的にPRしてもよいのではないかと。使用目的を明らかにするという事は、小中高校生であれ、大人であれ必要なことなので、それを申請時にしっかりおさえておけばよい。

公的な施設ということであれば、高校生が使うにしても、教育的な目的や公序良俗など、ある程度の判断があるとは思いますが、現在問題も無いし、高校生が利用したいという例も無いというのであれば、ここで議論しても仕方が無い。

公共施設を有効に使ってもらおうということからすれば、若い世代、特に高校生などに積極的に利用してもらおうことが望ましいわけで、奨励すべき。

### 「制限は必要」

東京都では18歳までが児童という扱いになっているので、やはり18歳未満に関しては自分で申し込むのは不可にして、学校行事で使うのであれば先生の許可をもらうということが良いのでは。

## その他

若者の利用ということであれば、元氣村おがわ東にできた青少年センターが中心となって、公民館や地域センターの活用を進める検討をするべきではないか。

高校生の利用が少ないということならば、何故利用しないのか、実際にどう思っているのかを高校に聞いた方が早いのではないかと。

## 5 利用回数・利用人数等の制限について

### (1) 現状

利用回数や部屋を借りる際の最少利用人数に関しては、施設種類ごとに制限が設けられています。

#### 回数制限の例

原則規定	該当施設	備考
回数制限なし	福祉会館、ルネこだいら	3日を超える連続使用はできない
週1回(1単位)まで	公民館(分館)	中央公民館は原則を踏まえ、月2単位まで
月2回(2単位)まで	地域センター、集会室、元気村おがわ東、高齢者館	

「単位」とは部屋の貸出単位のこと。(例えば「午前」、「午後」はそれぞれ1単位となる。)

#### 最少利用人数の例

原則規定	該当施設
制限なし (1人での利用可)	ルネこだいら
2人以上	総合体育館会議室
5人以上	地域センター、集会室、元気村おがわ東、公民館、高齢者館

### (2) 市民会議における意見

#### 有効活用にあたってのポイント(意見の整理)

- ・個々の施設利用状況等によって制限を緩和するなど、柔軟な運用を行うこと。(同種の施設であっても、同一の基準とする必要はない)

#### 個別意見の一覧

施設の状況に合わせた対応が必要

全ての施設を同じように扱うことは愚の骨頂。公共施設といっても使われるところとあまり使われないところがある。一つ一つの施設によって使い勝手があって、柔軟な運用をした方がよい。

公共施設の目的はできるだけ多くの人に利用してもらうことが原則。利用度の高いとこ

ろは公平に利用してもらおうということから回数制限を設ける必要があるかもしれないが、利用されていない施設まで制限する必要は無い。

私も同じ意見。常时空いている部屋が多い館であれば、例えば保育施設や、お年寄りのお茶のみ場とするなど、そうした使い方があっても良いと思う。それぞれの館の実態によって変えるというのが現実的。

原則は設けるが、ただし書きをつければよいこと。要するに、多くの人に利用してもらおうということが本来の目的。

利用回数の制限を外してしまうと、いつも同じ団体が使って、まるで「私たちの部屋」という雰囲気になってしまうおそれもある。現在の制限は残しながら、地域ごとに常に空いている施設であれば、制限を緩和するというように、館ごとに柔軟に対応した方が使いやすい。

「利用日の1週間前」になれば制限が緩和されるものがあるが、それ以前であっても緩和するなど、改善の余地があると思う。

文化活動は継続的にやらなければ意味が無いものもあるので、そうした面からの検討も必要。

#### 1人の利用を認めるか

一人の利用ということは個人利用であり、それなら自分の家でやればよいこと。公共施設の目的からすれば、おかしいのではないか。

公共施設として考えた場合、公平でなければならない。一人で使うというのは暴挙。

6 申込み方法について

(1) 現状

申込み受付期間の状況

6月前		3月前		2月前		1月前		利用月								
1日		1日		1日		1日		1日	7日前	6日前	5日前	4日前	3日前	2日前	前日	当日

- (\*1) 当日分の受付は、17:00まで。
- (\*2) 利用日の1月前の同日から。
- (\*3) 前日の12:00まで。
- (\*4) 6月前の 13:00から。
- (\*5) 案内書の規定では、「利用希望日の前月の1日から10日までに申請」となっているが運用上は7日前まで。

電話による申込みの可否

	施設名称	電話予約	備考	本申請までの期間
1	障害者施設			当日利用開始まで
2	福祉会館		初めての利用時だけは不可	利用日の3日前まで
3	公民館		翌月分の初日受付は13:00から	予約日から1週間以内
4	第6小学校			近日中
5	地域センター・集会室 元気村おがわ東	×	空室の確認はOK	
6	高齢者館 総合体育館 ルネこだいら	×		

(2) 市民会議における意見

申込み方法についての考え方（意見の整理）

- ・ 公平性だけでなく、活動の継続性が保障される必要もある。
- ・ 窓口受付の先着順では申込みに行けない人もいる。特定の団体だけが有利とならないようにするためには電話申込みも可能な抽選が望ましい。
- ・ 部屋が空いている場合は当日の申込みも可能にすべき。（公民館）
- ・ 稼働率向上のためにも、空き状況が一覧できるシステムが望まれる。

## 個別意見の一覧

### 申込み方法の考え方

施設によって事情が異なるので同じようにはいかないが、申込には公平性、均等性という大原則があり、原則に基づいた申込方法を検討すべき。

申込が公平に保たれていることによって、施設の利用方法などこれまでの議論の解決策が出てくるのではないかと。

それぞれの公民館を拠点にして活動しているサークルからすると、定期的に使えなければサークルの運営が非常にやりにくくなる。中央公民館以外の分館に登録している定期利用団体は、一般の申込みが始まる前に3ヶ月分の予約が可能になっている。それが一般団体と同じような扱いになってしまうと、何百というサークルが活動できなくなるおそれがある。

みんなが使うということを考えた場合、定期的にする人にとっての便利さと、使えなくなってしまう人の不便さのバランスを考えることになる。図書館で本を借りた場合は、次の人の予約が入っていなければ続けて借りられる制度になっている。このような方法は一つの知恵ではないか。

スポーツ施設などをずっと一つの団体が使い続けるというのはどうかと思う。

利用度の高い施設の初日受付を先着順としてしまうと、限られた団体が先にとってしまい、他の人が全く使えないということになる。

市内者の名前を使って申込んでいるケースもあるようだが、少なくとも競合している場合は市内の人を優先して構わないと思う。その際には免許証などを見せてもらって確認するなどしてもよいのではないかと。

### 電話申込みについて

熱心さを見るという意味では、窓口優先という考え方もあるが、いちいち施設まで行かなければならないというのは現実的にどうか。

無断キャンセルに対する罰則がない場合、いいかげんな電話予約が増えてしまう。

抽選であれば、申込方法は電話でも何でもよいのではないかと。

申込み方法は電話でもファクスでもメールでもかまわないという、現在の情勢に合った方法を考えてはどうか。

### その他利用上のルールについて

ルールについては、もう少し利用者に聞いて、使い勝手の良いものにして欲しい。テニスなどは隣のコート予約している人が来ないときは、その場で空いているコートを

使えるようにするなど。私自身、予約をとった後に利用できなくなった場合には、「他の人が来たら使ってもらってください」と中央体育館へ申し出ている。予約した人が30分過ぎても来ないときは、待っている人に使わせるというようなことを、事前にルールで決めておけば、それはフェアでよいのではないか。

#### 利便性を向上させる方法

もっと使いやすくするのであれば、前の日までに申し込まなければならないのではなく、「空いていれば直ぐ使えますよ」としてPRしてくれれば使いやすい。

公民館は前日受付と決められているが、空いているのであれば当日でも使わせてほしいという声をよく聞く。また、上水南、大沼、花小金井北公民館などは夜間の受付をしていない。つまらないところで決まりを厳しくしており、使いにくい。

公民館は11館あるが、「この日の午前に使いたい」というときに、最寄りの公民館に行かないと空き施設がわからないという不便さがある。どこの公民館でも空き状況がわかって予約ができるシステムがあれば利用率アップにつながると思う。

現在は施設の種類ごと窓口が分かれてしまっているが、利用者側からすると「サークル活動に使いたい」、「飲食をしていいかどうか」など、利用目的が先にある。様々な施設があると分かって、利用するときの一つ一つ調べなければならない。

サークル活動、会議、飲食などをするにはどこが使えるか、というPRをすべきではないか。

空き状況が一覧で分かる仕組みがあれば稼働率もあがるのではないか。

公民館の部屋を借りるために初日受けには130人位の人が集まってきて苦労しているが、このような申し込み方法を放置してよいのか。自宅からパソコンで申し込みできないのかと思う。

## V 市民会議メンバー補足意見

---

ここでは、会議の席上では言い足りなかったこと、欠席した回のテーマに対する意見など、市民会議の場における討議とは別に、メンバー個人として述べておきたい意見について任意に提出していただいたものを個々に掲載しています。

掲載内容はほぼ原文のままとなっています。また掲載にあたって記名するかどうかについても、個人の判断に任せているため、名前が掲載されていないものもありますので、ご了承ください。

### 補足意見 1

#### 「今後小平市に求められる施設」

(高橋敏夫)

##### (1) 生活文化関連事業設立構想の提案

戦後 60 年を経て、わが国の地域や家庭の中まで、生活文化の面から見て大きな変化があった。子どもに関わる悲惨な事件も増発している。

いま、一番必要なこととして、特に精神文化の改善が求められている。

(註) 参考資料: 「脳内汚染」(岡田尊司著)、「バカの壁」(養老孟司著)

施設の構想は概要以下の通り提案するが、結社(俳句、短歌その他、機関誌、稽古場を所有している)に所属していて、高齢化、在宅ワークなどで結社の主宰する会場に行けない市民のために、発表の場を与えることがほとんど無視されていることも、家庭内の生活文化に影響しているのではないか。

市としても、声無き階層に留意されたい。

##### 生涯学習センター(講堂)

作文、俳句、短歌、掌編、小論文(推敲の力をつける。文字を書き、文章を味わう)、求職論文、自分史なども勉強する。囲碁、将棋もできる。

##### 芸能小ホール(スモール寄席)

地域の市民が家族づれで気軽に利用できるスタジオである。

歌謡曲、謡曲、詩吟、口笛、草笛、楽器の独奏、落語、講談、街頭芸まで見てもらえる。これらは計画的に地域センターやあき店舗を利用する N P O などの協力が必要ではないか。

##### (2) コンパクトで豊かな S O H O のまちづくりに必要な拠点施設

小平市はすでに S O H O のまちである。インキュベータ施設やリテールサポートセン

ター、パソコン教室、高齢者の休憩室、保育室、花壇、野外ステージなど、楽しい交流ができる場所がほしい。

立地条件は、新小平駅・青梅街道駅・一橋学園駅をコの字型に結ぶゾーンが適切である。とくに、武蔵野線はつくば市へも、東京空港にも近い環状都市に参加できる時代がきているからである。

以上の基本構想を提案し、実現の可能性があるものについて、必要があれば、管理運営の構想作成を考えることになる。

## 補足意見 2

### 「公共施設の利用は受益者負担の原則で」

小平市行財政改革推進委員会における意見・提案として「公共施設を利用するのは市民全体の一部。使用料の額が問題ではなく、ほとんどの利用者が何らかの理由によって減免されているということが問題」(平成 18 年 1 月 20 号市報)と掲載されていましたが、公民館の実態をとらえたうえでのご意見として支持します。

公民館の利用は原則として有料になっていますが、実態はほとんど減免申請により無料です。公民館 98%、地域センター96%は減免扱いにより無料です。社会教育活動、生涯学習活動の目的達成のためという大義名分は分かりますが、実情は必ずしも正当とは言えません。

公民館の分館では定期使用団体が優先的に使用を確保され、空いている部屋を初日受付により一般利用に割り当て、一部の市民に独占されています。しかも、構成会員が同じ団体であっても団体名や代表者名が異なれば利用回数の制限を免れ、他の館を利用すれば更に多くの利用回数をとれます。これが一部の市民に独占され、市民の税金が投入され、税負担の公平感を損なっています。一部の市民といっても利用人数は延べ人数ですから、計数からみれば稼働率が高まり、公民館の実績評価が高まるという珍現象がみられます。

また、他市の市民が過半数を超えていても、申請書の利用人数欄に市内の人数を過半数以上と記入すれば減免扱いせざるを得ません。申請者の自己申告で確認の方法はありません。世の中偽装、偽計の時代ですから疑念はあります。受益者負担にすれば、近隣市民にも利用を可とし、このようなことは問題になりません。

減免条件を厳密にしても、中流意識の多い日本の社会では弱者を基本に考える必要はありません。サークルの会費は月 2 千円に抑えられていますが、講師の謝礼など費用捻出のため、別途負担をしているサークルもあると聞いています。公民館の利用者を弱者とみるのは大変失礼な話です。

稽古ごとの講師が自宅では設備も広さもないために公民館を利用しているということも聞いています。広義にとらえれば営業行為とみられることでも、地域の社会教育活動ということで減免されます。なかには、いくつかのクラスをつくり、いくつかの公民館を利用して活



動しているケースもあるそうです。勿論、名称や代表者が異なれば一人の講師がスタジオを市民の税負担で無料の恩恵にあずかって、収益をあげているかもしれません。性善説では解決できません。有料にしたとしても一人当たりの負担額は少額です。

市民の要望があったとはいえ、市民サービス、稼働率を上げるための供給創出などを前提とした祝日開館は、財政支出を考えた場合、関係者の改革意識の希薄さを如実に見せつけられた感があります。せっかくの連休を公民館で過ごす人は少数です。利用者の少ない祝日開館は税の無駄遣いです。閉館時間の午後 10 時も一考を要する課題です。ほとんど午後 9 時前後に退館する実情からみて、ここにも税のばらまきを感じます。市民に多少の我慢、痛み、協力を求めなければ改革は進みません。議員、行政担当者の勇断無くしては、納税者の理解は得られません。

公民館の保育料有料に対するアンケートの結果をみても、54.4%の人は保育料を利用者が負担すべきとしています。利害得失から保育児を持つ親や支援団体の反対は当然のことです。しかし、18 万市民全体のことと考えて欲しい。地域センターについても同じです。20 館構想とはいえ、小平市の公共施設は過剰のため、稼働率は低下し、運営に要する費用は莫大です。いわゆるハコもの行政の弊害が健全財政を脅かしています。

#### 『無料が生み出す無責任 我侭勝手の無法者』

松下政経塾で学んだある地方政治家の言葉ですが、公共施設の利用を無料にすると、当たり前前の感覚になって、大切に扱うという意識が薄れ、汚したり、損壊しても罪悪感が無くなってしまおうそうです。受益者負担で有料にすれば施設の価値観が高まり、大切にしよう。公民館や地域センターを利用していない多くの市民の声なき階層のことも考えなければなりません。

無料駐輪場は自転車の廃棄場といっても過言ではない状況です。10 年前の夏、花小金井駅前、東部出張所の裏の無料駐輪場を早朝 5 時頃訪ねたところ、以前から放置された自転車やバイクでいっぱいでした。早速現場の写真を撮り、交通安全対策課に連絡したところ、真摯に対応され、職員が現場調査中に、たまたま顔見知りの業者が軽トラックで廃棄している状況に遭遇したそうです。この個所はその後有料駐輪場に改造され、現在は整然と管理されています。

無料のため無法者に荒らされていたところも、有料にして美観が保たれた好例です。今はルネこだいら東側の無料駐輪場も早朝から満杯の状況です。有料化となれば改善されるのではないのでしょうか。

横浜市では使用料を値上げするとともに指定管理者制度でサービス向上に努めています。わが小平市も決断力と実行力を持った議会、理事者によって他市の人も住んでみたい街になることを望んで提案します。

### 補足意見 3

#### 「公民館と地域センターの機能について」

一般の市民にとって、公民館と地域センターの違いは分かりにくい。一般的には、同じような「サークルなどのための貸部屋」と考えることが多いのではないかと。

公民館は社会教育を目的としており、独自の事業を行うほか、講座修了後、自主サークルづくりをすすめるなど、市民の生涯学習支援を行っている。私自身も、公民館主催の講座にはいくつか参加したことがあるが、満足感もあった。また、主催講座には保育がついていることが多く、母親達が参加する動機になることだろう。

しかし、一方で、小平市でもサークル・市民活動等がたいへん盛んになってきており、土日のイベントは目白押しの状況がある。環境、子育て、まちづくりなどちょっとした専門的分野でも、市民主催の講座・講演会が、公民館主催のものと遜色なく行われている。教育委員会が市民に「教育」を提供する時期はもはや過ぎつつあるのではないだろうか。むしろ、市民の自主学習・行事に支援をするという方向が望ましい。

現在必要なのは、サークルや市民活動団体への場の提供、情報の提供、場合によっては（共催等による）資金援助、委託や協働による事業の実施などではないかと思う。

と考えると、公民館と地域センターとの区分をできる限り取り払ってしまい、「部屋を貸す」機能を重視して、ほぼ同等の施設という位置づけにしても良いのではないかと。そのうえで、子どものための行事（友遊）など、押さえておかななくてはならない部分を、教育委員会の社会教育部門で補完していけば良いのではないかと思う。友遊も、良い市民団体があれば、委託も可能だろう。

公民館をやめてしまえという暴論を言うつもりもないし、また、地域センターの現在の窓口サービスの状況はあまり感心できないという感想を持っている。どのように統一すればよいのかという具体案があるわけではないが、集会施設約 30 館といえば、現在の小学校区 19 よりかなり多い施設数であり、なんらかの統一は必要なのではないかと考える。

### 補足意見 4

#### 「広域行政のありかた」

（吉井 亨）

小平市に住み 5 年近く。むさしのの緑の深さ、空間の豊かさが気に入っています。92 年から 01 年の間、平塚市と鎌倉市にいました。中央線沿線でも家探しし、東京駅を起点に、吉祥寺駅を横浜駅（東海道線）、国分寺駅を戸塚駅（同）、鷹の台駅を下永谷駅（横浜市営地下鉄）に重ねました。

吉祥寺、国分寺、鷹の台とも横浜なら同市内。相当数の小平市民が乗り降りしているだろう国分寺駅に小平市の出張所（無人でも）があって市民カードで住民票が取れ、周辺市の催し（私の場合は、国分寺エルホールなど）が市広報紙にも出ているのが、私にとって理想の

広域行政イメージです。

こ दौरらグリーンロードマップは、小平市内で一周するイラストになっています。裏面に井の頭公園までつながる玉川上水を載せるなどすればより活用度が増し、魅力的になるのではないのでしょうか。人の動きや興味は、行政区と必ずしも重なりません。

高層建築物が少ないのも小平市の魅力だと思います。緑や空、空気を大切に思うむさしの住民の思いが「広域」をキーワードに広がることを願います。

#### 補足意見 5

##### 「スポーツ施設のあり方」

(峯 剛介)

私及び参加いたしました小平ラグビー協会のメンバーは、大きなテーマの中から特に公共施設、特にグラウンドについて色々と討議をさせていただきました。

私達国体の役員及び体育にたずさわる者達にとって、そして球技の場合、特にグラウンドの問題、現状としては必ずしも満足できるものではありません。

しかし現在の市のグラウンドに関する現状報告によって、そのデータの中からだいぶ参考になり、その為到我々はこれからどのような事を要求していけば良いかということも少しずつ理解できるようになった感じています。

グラウンドの現状、運営、管理については未だ満足な状況ではないことはお分かりいただけると思います。

我々競技団体はもとより、もっと市民を対象に、より使い勝手の良い施設の運営・管理を早急に進めることが必要と痛感しております。

これからもこの会議が存続し、市に反映されることを切にお願いいたします。

#### 補足意見 6

##### 「公民館保育の保育料は保育利用者が負担すべきであるか」

～ 公民館保育に関するアンケート集計結果を読んで～

「小平市は財政がひっ迫している。市の方針に従って、公民館保育にかかる実際のお金の一部を受益者負担の観点から保育利用者に負担してもらうことになった。」公民館保育の有料化に関する説明会での利用者に対する話は、説明というよりは申し渡しに近いものだった。これが、公共施設等市民会議に出席してみようと思ったきっかけである。公民館保育利用者ネットの人たちが議会に出した請願には、市民への説明不足と子育て中の人たちにも学ぶ権

利を保証してほしいことが書かれていた。請願は可決されたが、その年の秋の有料化実施がなくなっただけで、またいつ保育の有料化の動きが起こるかわからない。

昨年秋には公民館保育に関するアンケートが行われ、集計結果が出た。配布枚数は 1,469 枚、回収枚数は 869 枚、回収率は約 60%。アンケートでは、まず、公民館保育を知っていたかを聞く。公民館保育は全額公費負担だが、そのままがよいか、保育利用者が負担すべきかを尋ねている。次に負担すべきと答えた人たちに全額か一部かを問い、その金額が乳幼児 1 人 1 回 2 時間 700 円は妥当かと聞く。そして、高いを選んだ人たちにいくらが適当かを細かく聞いている。このアンケートには、公民館利用者に保育料全額公費負担の保育がついているのはなぜかということの説明がない。(日本国憲法によって)わたしたちは等しく学ぶ権利があり、社会教育の場・“市民のための学校”(古い市民便利帳に記載あり)である公民館では、小さい子どもがいても学ぶことができるように保育つきの講座や自主サークルがある。このように説明してあれば、アンケートの結果は変わっていたと思う。

公民館保育を知っていた人数は「知っていた」と「何となく知っていた」を合わせると 671 人で、8 割近い。公民館保育の全額公費負担に賛成の人数は 359 人で、約 4 割になる。保育利用者が負担すべきとする人数は全額、一部を合わせて 473 人で、約 5 割になる。回答者の中で現在、子育て中の人たちのだいたい半数が全額公費負担を希望し、半数強が利用者負担と回答している。後者はサークル活動をやめたくないのそのように回答したと思われる。700 円の保育料は高いか妥当かの質問(重複回答あり)には 227 人が高い、193 人が妥当と答えた。500 円が妥当との答えが多いが、60 歳以上の人たちの回答数が、子育て中の人たちの倍もある。このアンケートを基に保育料を保育利用者から取ることは、実際に子育てをしている人たちの声を反映させたことになるのだろうか。

公共施設等市民会議でも施設の有料化に関して先のアンケートと似た質問を市の人たちから受けた。受益者負担だと言われ、いくらが適当かと問われた。公共施設を使うと儲かったり、得をしたりするということに違和感を覚える。わたしたちが払った税金で運営されている場所で、わたしたちが世の中のことを知ったり、社会を住みやすくするにはどうしたらいいのかを考えたりすることが、どのように利益につながるのか理解できない。

わたしは子育てについて人に尋ねられると、「3 人を同じように育てたのに、3 人がそれぞれに違って育っていておもしろい」と答えてきた。確かに楽しい時もあった。しかし、大声をあげたくなるほど追い詰められたことが何度もあった。夫は昼食にも自宅に帰り、夕方定時に帰宅し、育児にも協力した。恵まれていたことは認める。それでも、育児は緊張の連続で思うように休息がとれない。知らぬ土地で気分が塞いだ時、学生時代のテキストを大声を出して読んだ。大声を出してストレス解消をしたかったのではなく、妻でもなく母親でもなく、自分自身だけの時間があつた頃を思い出したかったからだ。子育てや家庭以外の話題を話したくてたまらなかつたからだ。小平市に転居して公民館に保育つき講座やサークルがあるのを知った時、小平市はすごいことをしてきたと感心した。それがいま、なくなろうとしている。



## VI 公共施設等市民会議について

### 1 設置

#### (1) 設置のねらい

- ・施設の有効活用及び適正な利用を図るため、利用者である市民の具体的な意見を集め、公共施設に関する課題を整理する。
- ・利用者の視点をもとに、公共施設等に関する課題を解決するための、より効果的・現実的な手法を検討する。

#### (2) 市民会議の概要

##### 会議の構成

会議は公募による市民で構成されます。(登録制、人数制限なし)

市報等により、会議への参加希望者を募集し、応募者を会議に登録する。応募は随時受け付けとし、会議の設置期間中も新規登録が可能。

##### 設置期間

平成 17 年 10 月～平成 18 年 3 月

### 2 運営

#### (1) 運営主体

会議形式及び協議内容など、会議の運営に関しては登録市民の自主性を尊重し、会議の中で決めます。

#### (2) 事務局の役割

##### 開催準備

会場の予約・設営、開催通知の送付など、会議の開催準備事務

##### 会議資料の配布

会議資料の作成、会議要録の作成など

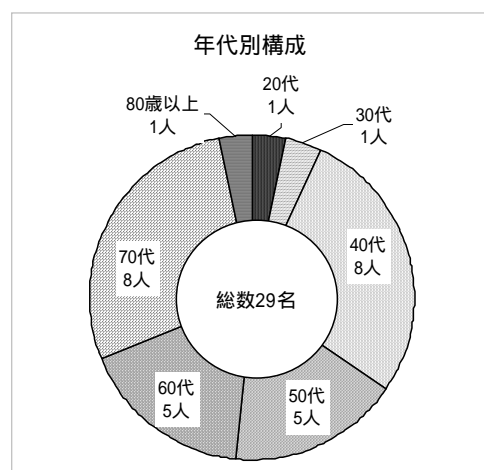
### 3 参加者登録状況

#### (1) 募集方法

市報(平成 17 年 8 月 20 日号、9 月 5 日号)、市ホームページに募集記事を掲載するとともに、ポスター及びチラシを市内の地域センター、公民館に掲示。

#### (2) 登録状況

登録総数...29 名(男性 18 名 女性 11 名)



#### 4 会議内容

毎月1回のペースで開催し、以下のようなテーマについて検討しました。

回	実施日時	会場	内容	出席数
第1回	H17.10.15(土) 10:00~12:00	元気村おがわ東 (第2会議室)	会議の運営方法 小平市の公共施設の現状について	20人
第2回	H17.11.19(土) 10:00~12:00	小平第6小学校 (多目的室)	施設ごとの課題について 課題の整理	14人
第3回	H17.12.17(土) 13:00~15:00	元気村おがわ東 (第2会議室)	利用の制限、利用方法について	13人
第4回	H18.1.21(土) 10:00~12:00	元気村おがわ東 (第2会議室)	使用料、減免制度について	13人
第5回	H18.2.18(土) 13:00~15:00	中央公民館 (学習室4)	施設に求められる機能 基本的サービスと付加的サービス	13人
第6回	H18.3.18(土) 10:00~12:00	元気村おがわ東 (第2会議室)	指定管理者制度について 報告書素案に対する修正等	19人

出席者には事務局の人数は含まれません。

#### 5 会議の参加者(五十音順、敬称略)

以下は、登録メンバーのうち1回以上会議に参加された方です。

浅野 薫	浅野 清	安部 泰人	市川 フミ子
伊藤 規子	加藤 俊彦	木下 常男	児玉 幸子
笹尾 かをる	佐野 郁夫	庄司 徳治	高橋 敏夫
高橋 雅子	竹内 千寿恵	武内 寛	辰巳 信子
谷口 輝夫	谷原 裕子	永瀬 恒雄	名取 公子
橋本 利之	平林 宏子	福井 正徳	松井 博
峯 剛介	村山 武司	森野やよい	吉井 享

(以上28名)

## 小平市公共施設等市民会議設置要綱

平成17年7月27日制定  
登録番号 5 - 174

### (設置)

第1 小平市の公の施設その他行政財産(以下「公共施設等」という。)の有効活用に関する方針を策定するに当たり、広く市民の意見を反映させるため、小平市公共施設等市民会議(以下「市民会議」という。)を設置する。

### (検討事項)

第2 市民会議は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 公共施設等の利用条件及び管理運営体制に関すること。
- (2) 公共施設等の使用料及び減免制度に関すること。
- (3) その他公共施設等の利活用に関すること。

### (構成等)

第3 市民会議は、市内に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者のうち、次項の規定により登録を行ったものをもって構成する。

- 2 市民会議に参加しようとする者は、あらかじめその登録の申込みを行うものとする。
- 3 市民会議の登録人数には制限を設けず、また、別に設置する小平市経営改革市民会議に同時に登録することを妨げない。

### (会議の運営)

第4 市民会議の会議の開催、進行形式、検討事項その他会議の運営に関して必要な事項は、市民会議において決定する。

### (情報の収集)

第5 市民会議は、必要に応じて検討事項に関係ある行政資料の提供を求めることができる。

- 2 市民会議は、必要に応じて検討事項に関係ある職員の出席及び説明を求めることができる。

### (報告)

第6 市民会議は、検討事項に関する意見及び検討結果をまとめ、市長に報告する。

### (会議等の公開)

第7 市民会議の会議並びにその会議資料及び議事要旨は、原則として公開とする。

### (事務局)

第8 市民会議の事務局は、都市経営部行政経営課に置き、次の事務を行う。

- (1) 市民会議の会議の開催準備に関すること。
- (2) 市民会議が求める行政資料の収集及び提供並びに関係職員の出席の調整に関すること。
- (3) 報告書の作成の補助に関すること。
- (4) その他市民会議の庶務に関すること。

### (設置期間)

第9 市民会議の設置期間は、平成17年10月1日から平成18年3月31日までとする。



(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、市民会議に関し必要な事項は、都市経営部長が別に定める。

(施行期日)

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

